

平成25年度

共済組合のてびき

大阪市職員共済組合

平成25年9月発行
大阪市職員共済組合
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
(大阪市役所内)

<問合せ先>

庶務係

(組合員資格等) …………… 6208-7541~2
(掛金等) …………… 6208-7581~2
(住宅貸付等) …………… 6208-7596
(健診等) …………… 6208-7597

医療給付係

(健康保険・扶養認定) …… 6208-7591~3

年金給付係

(年金関係) …………… 6208-7547~9

URL : <http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>

E-mail : ba0010@ii.city.osaka.jp

大阪市職員共済組合

検索 

目 次

共済組合の概要	3
組合員の資格	4
保険料について	
1 保険料率（掛金率・負担金率）	5～6
2 育児休業中の掛金について	6
3 介護保険第2号被保険者にかかる適用除外の届出について	6
被扶養者	7～9
国民年金第3号被保険者の届出	10
組合員証・被扶養者証	11～13
届出・申告が必要な事項	14
短期給付(健康保険)の概要	
1 給付内容の一覧	15～26
2 病気やケガで病院等にかかるとき	27
3 立て替え払いをしたとき	28
4 整骨院等にかかったとき	29～30
5 交通事故にあったとき	31
6 勤務を休んだとき	32～35
7 出産したとき	35～36
8 不慮の災害にあったとき	37～38
9 死亡したとき	39
10 退職後も受けられる給付	40
11 任意継続制度	41～42

長期給付(年金)の概要	
1 退職給付	43～47
2 障害給付	48～50
3 遺族給付	51～53
4 再就職による年金の支給停止（所得による制限）	53
5 雇用保険との併給調整	53
6 併給調整	53
7 離婚時の年金分配	54
8 年金と税金	55
9 年金の請求	55
10 年金の支払	55
インターネットを利用した年金見込額等の閲覧について	56
福祉事業の概要	
1 保健事業一覧	57～58
2 特定健康診査・特定保健指導	59～62
3 ジェネリック医薬品を利用して医療費を節約しましょう	63
4 高額医療貸付	64
5 出産貸付	64
6 住宅貸付	65～66
7 融資あっせん制度	66
8 住宅等あっせん事業	67
大阪市職員共済組合における個人情報保護の取り組みについて	68～70

◎ 組合員の資格

〈資格の取得〉

大阪市の職員（教職員を除く）になった日から、組合員となります。また、再任用職員や任期付職員等も一定の条件を満たせば組合員となる場合があります。

また、水防事務組合（淀川右岸、淀川左岸、大和川右岸）の職員になった場合も大阪市職員共済組合の組合員となります。

なお、休職中や育児休業等の期間についても組合員の資格は継続されます。

〈資格の喪失〉

退職したとき、又は死亡したときは、その翌日から組合員の資格を喪失します。

〈任意継続組合員〉

退職すると、その翌日から組合員資格を喪失しますが、任意継続組合員になれば退職後も最長2年間、短期給付事業および福祉事業の一部を利用できます。詳しくは、41ページの「[任意継続制度](#)」をご覧ください。

なお、任意継続組合員の掛金（短期、介護、福祉）は、地方公共団体の負担分がなくなりますので全額自己負担になります。

〈在職派遣者の組合員資格〉

政令で定める公益的法人等へ在職派遣された職員は、引き続き共済組合の組合員として短期給付、長期給付、福祉事業の適用を受けます。

〈退職派遣者の組合員資格〉

特定法人（又は法律で定める公庫等）の職員となるために退職した組合員は、短期給付及び福祉事業（※）の適用は受けられませんが、長期給付に関しては退職はなかったものとみなし、引き続き当共済組合の組合員として資格が継続されます。（「継続長期組合員」といいます。）

（※既貸付者の返済については、継続できます。）

◎ 共済組合の概要

1 共済組合の沿革

共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員・被扶養者及びその遺族の相互救済の事業を行い、これによりその生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的に、昭和37年12月1日に発足しました。

2 組合員数

33,030人（平成25年4月1日現在）

3 事業の内容

- (1) 短期給付事業 保健給付・災害給付・休業給付
- (2) 長期給付事業 年金給付
- (3) 福祉事業 健康教育・検診事業
特定健康診査及び特定保健指導等
貸付事業（住宅・高額医療・出産）
住宅等あっせん事業
融資あっせん事業

4 組合会議員及び役員（平成25年8月1日現在）

任 命 議 員			互 選 議 員		
役 名	氏 名	所 属	役 名	氏 名	所 属
理 事 長	黒 住 兼 久	人 事 室	理 事	上 谷 高 正	環 境 局
理 事 長 職務代理者	益 英 之	交 通 局	〃	上 野 壽 治	交 通 局
理 事	坂 本 篤 則	人 事 室	〃	三 戸 一 宏	水 道 局
〃	木 村 猛	水 道 局	〃	比 嘉 一 郎	西 成 区 役 所
監 事	西 上 和 伸	病 院 局	監 事	田 中 浩 二	淀 川 区 役 所
議 員	上 岡 忠 人	人 事 室	議 員	宮 崎 正	経 済 戦 略 局
〃	青 野 親 裕	環 境 局	〃	吉 田 隆 一	環 境 局
〃	岡 田 俊 樹	消 防 局	〃	大 田 道 雄	環 境 局
〃	阪 田 洋	西 淀 川 区 役 所	〃	竹 村 健 一 郎	消 防 局
〃	浅 野 宏 子	教 育 委 員 会 事 務 局	〃	吉 田 彰	交 通 局
学識経験監事	谷 川 昌 司				

◎ 保険料について

共済組合の事業（短期給付、長期給付、福祉事業）は、「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われており、組合員の掛金は、毎月の給料及び期末手当等から徴収しています。

また、40歳以上65歳未満である組合員（介護保険第2号被保険者）からは、あわせて介護給付に係る掛金も徴収（地方公共団体からは負担金を徴収）しています。

1 保険料率（掛金率・負担金率）（平成25年4月1日現在）（単位：千分率）

	組合員の区分	組合員の掛金		地方公共団体の負担金	
		給料	期末手当等	給料	期末手当等
短期給付	市長組合員及び特別職	59.50	59.50	59.50	59.50
	一般組合員 特定消防組合員	74.375	59.50	74.375	59.50
介護給付	市長組合員及び特別職	6.300	6.300	6.300	6.300
	一般組合員 特定消防組合員	7.875	6.300	7.875	6.300
長期給付	市長組合員及び特別職	81.080	81.080	81.380	81.380
	一般組合員 特定消防組合員 継続長期組合員	101.350	81.080	101.725	81.380
福祉事業	市長組合員及び特別職	0.80	0.80	0.80	0.80
	一般組合員 特定消防組合員	1.00	0.80	1.00	0.80

（注1）上記の数値は、いずれも毎月の給料（本給）及び期末手当等に対する数値です。

（注2）長期給付の地方公共団体の負担金には、公務等給付分（給料0.375 / 1000 期末手当等0.3 / 1000）が含まれています。

（注3）市長組合員及び特別職の掛金の標準となる給料及び期末手当等の最高限度額は次のとおりです。

	（短期給付・介護給付・福祉事業）	（長期給付）
給料	1,210,000円	620,000円
期末手当等	5,400,000円（年度累計）	1,500,000円

（注4）一般組合員及び特定消防組合員の掛金の標準となる給料及び期末手当等の最高限度額は次のとおりです。

	（短期給付・介護給付・福祉事業）	（長期給付）
給料	968,000円	496,000円
期末手当等	5,400,000円（年度累計）	1,500,000円

（注5）介護掛金の徴収については次のとおりです。

徴収対象者	介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）である組合員
徴収対象月	原則として、月の末日に介護保険第2号被保険者である組合員であればその月分を徴収します。
組合員からの徴収方法	原則として、当月の給料または賞与から控除します。（徴収開始月に組合員あて通知します。）

【長期給付掛金率の推移】

長期給付の掛金率については、地方公務員共済組合連合会の定款に基づき、平成21年から平成25年の各年の9月に下記の推移表のとおり引上げられます。（単位：千分率）

	給料	期末手当等
平成21年9月 ～平成22年8月	94.7125	75.7700
平成22年9月 ～平成23年8月	96.9250 (+2.2125)	77.5400 (+1.77)
平成23年9月 ～平成24年8月	99.1375 (+2.2125)	79.3100 (+1.77)
平成24年9月 ～平成25年8月	101.3500 (+2.2125)	81.0800 (+1.77)
平成25年9月以降の月分	103.5625 (+2.2125)	82.8500 (+1.77)

2 育児休業中の掛金について

〈掛金免除〉

育児休業取得者については、育児休業を取得した当月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで、申し出により掛金（短期・介護・長期・福祉）が免除されます。

〈掛金の一部免除〉

育児のための部分休業や短時間勤務を取得したことによって減額された給料額（地域手当を除く。）に係る長期掛金が、子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで、申し出により免除されます。なお、期末手当等に係るもの及び短期・介護・福祉掛金（定例給料・期末手当等に係るもの）については免除の対象にはなりません。

〈手続〉

掛金免除については「育児休業手当金請求書／育児休業掛金免除申出書」を、掛金の一部免除については「育児部分休業等掛金免除申出書」を所属所（市長部局にあつては総務事務センター）を通じて休業開始の前月25日（当共済組合必着）までに提出してください。

3 介護保険第2号被保険者にかかる適用除外の届出について

介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の加入者）で次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合は、介護保険の適用除外となるため、介護掛金を納付する必要がありません。

- （1）国内に住所を有しない場合
- （2）在留期間1年未満の短期滞在の外国人
- （3）次のいずれかの施設に入所している者
 - ① 障害者自立支援法に規定する指定障害者支援施設及び身体障害者福祉法第18条第2項の規定により障害者自立支援法に規定する障害者支援施設
 - ② 児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設
 - ③ 児童福祉法第7条第6項の厚生労働大臣が指定する医療機関
 - ④ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設
 - ⑤ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
 - ⑥ 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設
 - ⑦ 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する事業に係る施設

〈手続〉

介護保険適用除外に該当する場合は、「介護保険適用除外等該当・非該当届」を所属所（市長部局にあつては総務事務センター）を通じて当共済組合に提出してください。また、適用除外でなくなった場合も同様の届出が必要です。

◎ 被扶養者

当共済組合では、組合員の収入で生計を立てている一定の範囲の扶養家族についても給付を行っています。この扶養家族を「被扶養者」と呼びます。

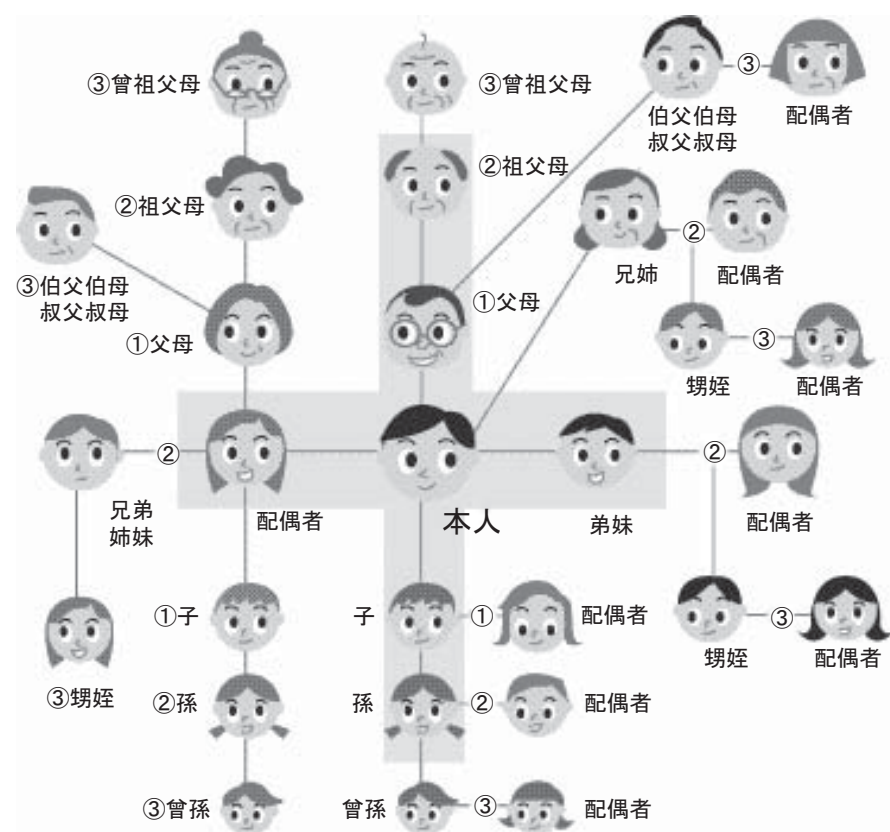
被扶養者になれる人は下図のとおりですが、一定の条件が必要になります。

注) 75歳以上の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、被扶養者として認定できません。

【1】被扶養者になれる人の範囲

(1) 組合員と同居していても別居していてもよい人 (下図の枠内の人)
配偶者 (内縁関係も可)、子、孫、弟妹、父母、祖父母
(2) 組合員と同居していることが条件になる人
(1) 以外の3親等内の親族、組合員の配偶者 (内縁関係も可) の父母・子、配偶者 (内縁関係も可) 死亡後の父母・子

●被扶養者の範囲図●



※数字は親等数を表わします

【2】収入条件

事実発生日以後、将来に向かって1年間に見込まれる当該被扶養者の恒常的な収入すべてを対象とし、交通費等を含む総額が130万円* (月額108,334円、日額3,612円) 未満であること。

ただし、障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は180万円* (月額150,000円、日額5,000円) 未満であること。

※所得税法上の所得や1月1日から12月31日までの年間収入ではありません。

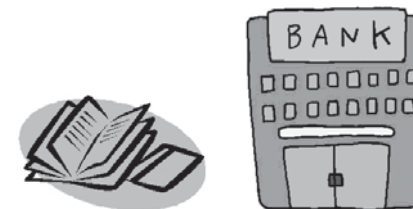
なお、他の健康保険又は船員保険等の被保険者になれる人 (適用事業所に使用される人) は、被扶養者として認定できません。

また個人事業者は、独立して事業を営むことで生計を維持しているため、原則として被扶養者にはなれません。しかしながら個人事業者であってもその収入が著しく低く、組合員の収入により生計を維持していると当共済組合が判断した場合に限り、被扶養者として認定することも可能としています。

扶養認定の届出をする際には、当共済組合のホームページに掲載している扶養に必要な添付書類のほか、収入状況及び事業の今後の見通し等を具体的に記載した理由書や確定申告書類一式も必要です。

【3】別居扶養に関する経済的援助基準

別居扶養の場合は、認定対象者1名につき最低必要額年間65万円 (130万円の半分) 以上、なおかつ認定対象者に収入がある場合はその収入額を上回る額 (例: 月額7万円の収入があれば、月7万1円以上) を、認定対象者が組合員から生活を維持するための経済的援助として 金融機関等を介して 受けていることが必要です。手渡しによる仕送りは認められません。



別居認定の届出及び扶養の確認調査 (検認) をする際にも、当共済組合のホームページに掲載している被扶養者認定に必要な添付書類のほか、金融機関の振込票の写しや送金記録のある預金通帳 (送金日、金額、送金者氏名の記載がされたもの) の写しなど、客観的に事実確認できる書類が必要です。

【4】夫婦共同扶養の考え方

夫婦が共同して扶養している場合の被扶養者認定については、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として収入の多い方の被扶養者とします。

被扶養者とすべき者が複数いる場合は、そのすべてが収入の多い方の被扶養者となり、原則として夫婦別々の被扶養者とすることはできません。ただし、同居別居の別など個々の事情によっては個別に判断する場合があります。



【5】夫婦相互扶助の考え方

認定対象者に配偶者が居る場合は、夫婦間における相互扶助義務が他の親族における相互扶助義務より優先します。また、どちらか片方の収入が限度額を超えていなくても、2人の合計収入が2人それぞれの収入限度額を合算した額を超える場合には、被扶養者として認定できません。



【6】届出

結婚や退職、出生等により新たに被扶養者として家族を認定する申請を行う場合は、事実発生の日から30日以内に届出することとなっています。30日を経過してから届出すると、所属所（市長部局にあっては総務事務センター）が申請書類一式を受付けた日が認定日（健康保険の資格取得日）となってしまいますのでご注意ください。



また、就職や別居、雇用保険の手当受給開始、年金額の改定等により被扶養者から家族を減員する申請を行う場合には、速やかに届出し被扶養者証（高齢受給者証等全て）を返却していただきますようお願いいたします。届出が遅れたことで誤って被扶養者証を使用された場合は、減員日以降の医療費（7～9割）を当共済組合に返還していただくことになりますのでご注意ください。

同居から別居、別居から同居など、被扶養者との生計維持関係に変動があった場合は、所属所（市長部局にあっては総務事務センター）を通じて届出が必要です。

【7】扶養状況確認調査（検認）

地方公務員等共済組合法施行規程に基づき、毎年対象者を定めて、被扶養者要件を引き続き満たしているか否かを確認調査します。

その際には、被扶養者の範囲内であること、同居別居の別、収入条件を満たしていること、別居の場合は送金記録の確認できる書類が保管されていること、他の扶養義務者がいる場合においても主たる生計維持者が組合員であることなどを確認します。



日頃から、被扶養者の給料明細や年金支払通知などの書類で、収入状況について確認しておくようにしましょう。なお、確認調査（検認）時にはそれらの書類を添付していただく必要があるため、過去1年間分の保管についても併せてお願いします。

◎ 国民年金第3号被保険者の届出

国民年金法では、全ての人が国民年金に加入することが義務付けられています。このうち、共済組合の組合員に扶養されている被扶養者で、20歳以上60歳未満の配偶者（以下、「被扶養配偶者」という。）は、国民年金第3号被保険者となります。

〈参考〉

国民年金の被保険者の種類	
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者・学生・フリーターなどで第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない方
第2号被保険者	共済組合の組合員や厚生年金の被保険者（公務員、民間サラリーマン）
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている方で20歳以上60歳未満の配偶者（被扶養配偶者）

第3号被保険者の保険料は自分で負担する必要はなく、第2号被保険者全体で第3号被保険者の保険料を負担しています。ですから第3号被保険者に該当する方、また第2号被保険者から第1号被保険者に変更があった方は、忘れないよう必ず届出をしてください。

この第3号被保険者の加入及び住所変更等の手続きについては、共済組合を経由して日本年金機構へ書類を提出します。

しかし、被扶養配偶者でなくなり第3号被保険者から第1号被保険者に該当することになったときは、本人が直接お住まいの市区町村の国民年金担当課へ行って、種別変更手続きをしなければなりません。この届出義務を知らなかった、若しくは忘れていたため種別変更手続きをせず、本来支払うべき保険料を支払っていない場合や、受給資格を得るのに必要な払込期間（25年）を満たさない場合は、将来受給する年金が減額されたり無年金となる可能性もあります。

※なお、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、納めていなかった国民年金保険料を過去10年分まで納めることができる「後納制度」の利用ができる場合があります。詳しい内容は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

届出が必要な主な事例	届出先	提出書類
被扶養配偶者に該当するとき	当共済組合（扶養認定の手続きと同時に提出）	・国民年金第3号被保険者届 ・年金手帳の写し等（基礎年金番号がわかるもの） ★事実発生日から30日を越えて届出する場合は、別途必要な書類があります。
被扶養配偶者が死亡したとき	当共済組合（扶養減員の手続きと同時に提出）	・国民年金第3号被保険者届
被扶養配偶者の住所を変更するとき	当共済組合	・国民年金被保険者住所変更届
被扶養配偶者の氏名・生年月日等を変更（訂正）するとき	当共済組合	・国民年金第3号被保険者届 ・年金手帳
被扶養配偶者ではなくなったとき 例) ○自営業やパートを始めた場合 ○認定基準以上の基本手当（雇用保険）を受給した場合 ○離婚したとき ○組合員が退職したとき	お住まいの市区町村	お住まいの市区町村の国民年金担当課にお問い合わせください。
被扶養配偶者が就職して厚生年金や共済年金に加入したとき		第2号被保険者該当勤務先の事業主が手続きを行います。

当共済組合に届出する場合、書類は組合員の所属所（市長部局にあっては総務事務センター）を通じて提出してください。

◎ 組合員証・被扶養者証

◆お金と同様に価値ある大切なもの

当共済組合の組合員になると、「組合員証」を、また申請により「組合員被扶養者証」(以下、「証」という。)が交付されます。

この証を提示すれば、組合員(本人)、被扶養者(扶養家族)として、保険診療扱いで病気やケガなどについての診療、投薬、入院治療などが受けられます。したがってこの証は、お金と同様に価値のある大切なものといえるでしょう。

病院に預けっぱなしにしたり、汚したりすることのないようにしましょう。また、他人との証の貸し借り等の不正使用は、刑法により罰せられます。



紛失によって思わぬトラブルに遭うこともありえますので、取り扱いには十分注意して大切に保管してください。万が一、証を紛失してしまった場合は、悪用される可能性もあることから、必ず最寄りの警察署に届け出てください。

○医療機関等を受診する際の心得

- ・受診しようとするときは、必ず証を保険医療機関へ提出してください。
- ・診療が終わったときは、証を返してもらい、大切に保管してください。

○保険の対象とならない費用

組合員とその被扶養者の病気やケガについては、証を保険医療機関に提示して保険診療を受けることができますが、次のような場合は保険の対象外になりますので、医療費等は全額自己負担になります。

- ・差額ベッド代
- ・健康診断、人間ドッグ、予防注射、虫歯の予防処置(健康診断等の結果、診療や薬剤の投与などが必要な場合は、その部分について保険の対象となります。)
- ・正常な出産
- ・母体保護法による人工妊娠中絶
- ・美容整形手術(負傷したあとの処置を除く。)
- ・レーシック手術、歯のホワイトニング
- ・慢性的な肩こり、腰痛等で柔道整復師にかかるときの施術代
- ・証明書(文書料)
- ・交通事故のように第三者によって起こったケガや病気(共済組合へ届出をすればこの限りではない。)

○証の取り扱い注意事項

- ・証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
- ・保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)から75歳に達する日の前日までの間は証に高齢受給者証を添えて)窓口で提示してください。
- ・組合員の資格を喪失したとき、又は被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく証を所属所(市長部局にあっては総務事務センター)を通じて、当共済組合に返納してください。
- ・不正に証を使用した場合は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
- ・証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく所属所(市長部局にあっては総務事務センター)を通じ、当共済組合に提出して訂正を受けてください。

※ 公務上の傷病又は通勤による傷病については、証を使用して診療を受けることができません。

○限度額適用認定証について

医療費が高額になった場合、組合員が医療機関等で支払う額をP23の自己負担限度額までとする「限度額適用認定証」(有効期間6か月)を申請により発行します。限度額適用認定申請書に必要事項を記入のうえ、所属所(市長部局にあっては総務事務センター)を通じ、当共済組合へ申請してください。(申請書については、当共済組合のホームページよりダウンロードしてください。)

平成24年4月1日より、外来でも「限度額適用認定証」が使用できるようになりました。

限度額適用認定証はあくまでも本来組合員に給付される高額療養費を差し引いて、窓口の負担を軽減するものであり、使用するしないにかかわらず、最終的な自己負担額に差はありません。

なお、70歳以上75歳未満の方は、「被扶養者証」と「高齢受給者証」を提示してください。

この場合「限度額適用認定証」の申請は必要ありません。

限度額適用認定証を使用した場合………追加給付のみが給付されます。

限度額適用認定証を使用しなかった場合………高額療養費と追加給付が給付されます。

注) 最短で3か月後に給付されます。(この場合の給付にかかる申請は不要です。)

※高額療養費と追加給付の詳細はP23とP27をご覧ください。

例えば所得区分が一般(療養のあった月の給料が424,000円未満)の方で、ひと月に2回、同一医療機関で外来受診した場合

【1回目】(4月1日受診)		【2回目】(4月14日受診)	
総医療費 100,000円		総医療費 300,000円	
組合員負担 30,000円	共済組合から医療機関へ 70,000円	組合員負担 90,000円	共済組合から医療機関へ 210,000円
↓ 組合員負担が80,100円を超えないので「認定証」は使えない。		↓ 同じ月で「認定証」を使うと	
組合員負担 30,000円	共済組合から医療機関へ 70,000円	組合員負担 51,430円	共済組合から医療機関へ 248,570円

自己負担限度額: 80,100円 + (100,000円 + 300,000円 - 267,000円) × 1% = 81,430円

【1回目の自己負担額】 30,000円

【2回目の自己負担額】 81,430円 - 30,000円 = 51,430円

限度額適用認定証を使用しても窓口での支払いが自己負担限度額にならない場合

【例】

- 柔道整復・鍼灸・あん摩マッサージの施術を受けた場合(使用すること自体が出来ません。)
- 同一月に同一医療機関で外来分と入院分の支払いをした場合(それぞれの自己負担額を支払っていただくこととなります。)
- 1つの薬局で複数の処方がある場合(ただし、同じ医療機関の分は合算されます。)
- 月途中で当共済組合から他の健康保険組合へ変更になった場合

◎ 届出・申告が必要な事項

こと が ら	提 出 書 類 等	提出期限
組合員が資格を取得したとき（採用）	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員資格取得届書 ・口座登録・変更申出書（市長部局・交通局・病院局を除く） ・年金加入期間等報告書 ・年金受給権者再就職届出（退職共済年金受給者のみ） 	そのつど
氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等再交付申請書 ・組合員証等 ・氏名を変更したことがわかる書類 	
組合員証等を紛失・破損したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等再交付申請書 ・破損した組合員証等 	
組合員証等の検認や更新（書き替え）のため提出を求められたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等 ・検認の場合は調査票等（検認・更新を受けないものは無効となります。） 	30日以内
資格取得（採用）時に被扶養者がある者及び被扶養者の増減員、住所変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者申告書 ・被扶養者の増減員、住所変更の事実を証明する書類等 ・組合員証等 ・国民年金第3号被保険者届（配偶者の異動（増員）・死亡の場合のみ） ・国民年金第3号被保険者住所変更届（配偶者の住所変更の場合のみ） 	
継続長期組合員となったとき（退職派遣等となったとき）	<ul style="list-style-type: none"> ・継続長期組合員資格取得届書 ・組合員証等 	そのつど
継続長期組合員ではなくなったとき（退職派遣等から復職したとき）	<ul style="list-style-type: none"> ・継続長期組合員資格喪失届書 	
組合員が退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等（返納） ・退職届書 ・履歴書 ・退職及びその被扶養者に関する調査票 	
退職や被扶養者の異動（減員）、証の更新の際、組合員証等を紛失等により返納できないとき	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等滅失届 	そのつど
当該傷病が第三者の行為によって生じたとき（交通事故で組合員証を使用したとき等）	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償申告書 ・事故発生状況報告書等 ・念書兼同意書 ・交通事故証明書（交通事故の場合のみ）（詳しくは、31ページをご覧ください。） 	
医療費助成制度の医療証を取得または更新したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・医療証の写し 	

○臓器の提供に関する意思表示について

臓器の移植に関する法律の一部改正に伴い、証に臓器提供意思表示欄を設けるよう裏面様式が変更されました。

○当共済組合の取扱いについて

新規交付・再交付する証について、臓器提供意思表示シールへの記入及び貼付することにより、臓器提供意思表示欄を設けることとしました。

臓器の提供に関する意思表示について次の①～③のシールから一つ選択し、本人の署名及び署名年月日を自筆で記入して、証の裏面へ貼付してください。

臓器提供意思表示欄の記入は任意であり、記入を義務付けられるものではありません。

なお、臓器提供意思表示欄の記入の有無により、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

- ① 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
- ② 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。（この場合、脳死後での臓器提供はしませんので、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。）
- ③ 私は、臓器を提供しません。

注) 既に証の交付を受けている方でシールの貼付を希望する方については、所属所（市長部局にあっては総務事務センター）に連絡してください。

※詳細については、(社)日本臓器移植ネットワークのホームページをご覧ください。

シール貼付イメージ【見本】

注意事項

- 1 この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
- 2 この証では、公務上の傷病又は通勤による傷病については、診療を受けられません。
- 3 保険診療を受けようとするときは、この証を保健医療機関等の窓口で渡してください。
- 4 組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者がなくなったとき又は有効期限に達したとき等は、遅滞なくこの証を組合に返してください。
- 5 不正にこの証を使用したものは、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 6 この証の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく組合に提出して訂正を受けてください。

住所

※このカードの素材は地球環境に配慮した非塩ビ材を使用しております。

①～③の中から
1つ選択して貼付

■ 臓器提供意思表示シール(1人分) 自分の意志に合うシールをはがしてください。

① 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
【提供しない事項があれば×をつけてください。】【心臓・肺・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

【署名】 _____ / ____ / ____

② 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
【提供しない事項があれば×をつけてください。】【腎臓・脾臓・眼球】

【署名】 _____ / ____ / ____

③ 私は、臓器を提供しません。

【署名】 _____ / ____ / ____

貼付

意思表示欄保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼付してください。

◎ 短期給付の概要 (平成25年8月1日現在)

1 給付内容の一覧

組合員が対象となる給付

給付種別	給付内容	給付額	請求書類	備考	関連頁
療養の給付	公務によらない病気、又は負傷について、保険医療機関において保険診療を受けたとき給付されます。 給付については、共済組合が医療機関へ支払うこととなります。	療養（食事療養等を除く）に要した費用から、一部負担金（P27の外來・入院の自己負担額参照）を控除した額	不要		P27
入院時食事療養費	公務によらない病気、又は負傷について、療養の給付に併せて入院時に食事療養を受けたとき給付されます。 給付については、原則として共済組合が医療機関へ支払うこととなります。	当該食事療養に要した費用から標準負担額(原則1食につき260円)を控除した額	原則不要		P27
入院時生活療養費	療養病床に入院する65～74歳の組合員が、公務によらない病気、又は負傷について、療養の給付に併せて生活療養を受けたとき給付されます。 給付については、原則として共済組合が医療機関へ支払うこととなります。	食事、居住費の一部として支払った額から標準負担額（原則食事1食につき460円、居住費1日につき320円）を控除した額	原則不要		P27
保険外併用療養費	公務によらない病気、又は負傷について、保険医療機関において保険診療に併せて評価療養又は選定療養を受けたとき給付されます。 給付については、原則として共済組合が医療機関へ支払うこととなります。	保険診療分について、療養の給付・入院時食事療養費・入院時生活療養費に準じて算定した額	原則不要	・評価療養とは、医学的な価値が定まっていない新しい治療法や新薬など（先進医療や医薬品・医療機器の治験にかかる診療など）、将来的に保険導入をするか評価される療養のことです。 ・選定療養は特別な療養環境など患者が自ら希望して選ぶ療養（予約診療や時間外の診療、180日以上入院など）で、保険導入を前提としない療養のことです。	
訪問看護療養費	公務によらない病気、又は負傷について、居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医の指示により指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき給付されます。 給付については、原則として共済組合が訪問看護事業者へ支払うこととなります。	当該訪問看護に要した費用から一部負担金（P27の外來・入院の自己負担額参照）を控除した額	原則不要		
療養費	治療用器具の購入や、再交付等の手続きのため組合員証等が手元にない場合など、共済組合が療養の給付等を行うことが困難であると認めるときや、やむを得ない事情により医療費を立て替え払いしたとき給付されます。	保険診療として算定した額	・療養費請求書 ・治療費明細書（傷病名・治療内容等の分かる明細書）例）レセプトの写し ・領収書等（明細も必要） ・医師の意見書（器具購入の場合）	・クレジットカードで支払をした場合は、領収書の他にカードの引き落とし明細と、通帳の写しが必要となります。給付については、 組合員の口座から引き落とし があつた後となります。	P28
高額療養費	別表（P23～24）のとおり				
高額介護合算療養費	別表（P25～26）のとおり				
移送費	公務によらない病気、又は負傷により、移動が困難な組合員が、療養の給付を受けるために緊急、やむを得ない事情により移送され、移送費用を支払ったとき給付されます。	最も経済的な経路、方法で算定した額	・移送費請求書 ・領収書（経路等を証明する明細も必要） ・移送を必要とする旨の医師の意見書	・経路については必要な医療を行える最寄りの医療機関まで、その傷病の状態に応じ最も経済的な経路で算定します。 ・災害現場等から医療機関への緊急移送や離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ付近の医療施設では必要な医療が受けられない場合等、支給要件を満たす場合のみ給付されます。	P28
出産費	出産したとき給付されます。 ※妊娠4か月(85日)以上であることが給付の条件です。早産、流産、死産、異常分娩又は母体保護法に基づく人工妊娠中絶も対象となります。	390,000円 在胎週数22週以上で、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合は420,000円	・出産費 同附加金請求書※ ・代理受取額及び産科医療補償制度加入機関スタンプの有無が確認できる領収明細書(写) ・直接支払制度の合意文書(写) ※直接支払制度を利用して出産する場合は、共済組合から所属所を通じて組合員に請求書を送付します。	・組合員期間が1年以上あれば、退職後6月以内に出産した場合も給付されます。 ・直接支払制度を利用すると、出産費を共済組合が医療機関等に直接支払うため、法定給付額を限度として、窓口で支払う出産費用が軽減されます。法定給付額が出産費用を上回る場合は、共済組合に請求することで、差額が給付されます。 ・平成23年4月から受取代理制度が導入されました。	P35～ P36
埋葬料	公務によらない事由で死亡したとき給付されます。 死亡時に被扶養者であつて、埋葬を行った方に給付されます。ただし、該当者がいない場合においては、実際に埋葬を行った方に給付されます。	50,000円 被扶養者以外の方が埋葬した場合は、埋葬に要した費用に相当する額。ただし、50,000円以内とする。	・埋葬料 同附加金請求書 ・埋、火葬許可証(写)、もしくは死亡の事実が分かる書類(原本) ・埋葬に要した費用がわかる領収書、明細書等(被扶養者以外が請求する場合のみ。原本が必要です。) ・口座登録・変更申出書	・退職後3月以内に死亡の場合も給付されます。	P39

※申請書類は、当共済組合ホームページからダウンロードし、所属所(市長部局にあつては総務事務センター)に提出してください。

給付種別		給付内容	給付額	請求書類	備考	関連頁
休業給付	傷病手当金	公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服せず、給料の全部又は一部が支給されないとき給付されます。	1日につき給料日額×2/3×1.25 給付対象日に給料、年金等が給付されている場合は、その支給額を基準として共済組合が算定した額との差額が給付されます。	・傷病手当金 同附加金請求書 ・同意書 ・年金証書等の写し(年金等を受給している場合のみ)	・給付起算日は勤務に服さなくなって引き続き3日を経過した日(4日目から)となります。(支給給料額が傷病手当金額よりも下回っている必要があります。一部でも支給が始まった時点から起算し起算日を選ぶことはできません。) ・給付期間は給付開始日から1年6か月となります。 ・給付期間中に復職した場合は復職期間は給付期間に算入されませんが、再び傷病等のために勤務しなかった日は、傷病手当金の支給がなくても給付期間に算入し前後の期間を通算します。 ・土、日は給付期間に算入されますが、給付対象日とはなりません。 ・出産手当金と併給できる場合は、出産手当金が優先されます。 ・組合員期間が1年以上あり、退職時に傷病手当金を受給できる状態にあれば、退職後も引き続き残期間分が給付されます。	P32
	出産手当金	出産のために勤務に服せず、給料の全部または一部が支給されないとき給付されます。	1日につき給料日額×2/3×1.25 給付対象日に給料が支給されている場合は、その支給額を基準として共済組合が算定した額との差額が給付されます。	・出産手当金請求書	・給付期間は産前42日(多胎の場合は98日)産後56日となります。 ・組合員期間が1年以上あり、退職時に出産手当金を受給できる状態にあれば、退職後も引き続き残期間分が給付されます。	P33
	休業手当金	次の事由により欠勤したとき給付されます。 ・被扶養者の病気又は負傷 ・組合員の配偶者(内縁含む)の出産(14日以内) ・組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者にかかる不慮の災害(5日以内) ・組合員の結婚、配偶者(内縁含む)の死亡、被扶養者などの結婚や葬祭(7日以内) ・被扶養者でない配偶者(内縁含む)、子、父母の病気または負傷(7日以内)	1日につき給料日額×60/100 給付対象日に給料が支給されている場合は、その支給額を基準として共済組合が算定した額との差額が給付されます。	・休業手当金請求書 ・共済組合が必要と認める書類	・傷病手当金、出産手当金と併給できる場合、傷病手当金、出産手当金が優先されます。	P33
	育児休業手当金	1歳に達するまでの子を養育するために育児休業を取得したとき給付されます。 (注1)子が1歳に達するまでに両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2か月に達するまでの間、給付されます。(上限は誕生日以後の産休期間を含む1年間となります。)	1日につき給料日額×50/100×1.25 給付割合については、本来は40/100ですが、暫定措置により当分の間は50/100となっています。 給付対象日に給料が支給されている場合は、その支給額を基準として共済組合が算定した額との差額が給付されます。 給付日額の上限は9,702円(注2)(給料額が341,550円以上の方が対象)です。	・育児休業手当金請求書/育児休業掛金免除申出書 ・育児休業承認書(写) (注1)の場合 ・育児休業手当金請求書/育児休業掛金免除申出書(両親ともに育児休業をする場合の特例用) ・育児休業承認書(写) ・住民票の写し(世帯全員分・続柄入りのもの) ・配偶者の育児休業が確認できる書類(写)	・事由により育児休業の対象となる子が1歳6か月に達するまで給付延長が可能です。 (注2)給付日額の上限は毎年8月1日に見直しされます。	P33～P34
	介護休業手当金	家族の介護のために介護休暇を取得したとき給付されます。	1日につき給料日額×40/100×1.25 給付対象日に給料が支給されている場合は、その支給額を基準として共済組合が算定した額との差額が給付されます。 給付日額の上限は7,761円(注3)(給料額が341,550円以上の方が対象)です。	・介護休業手当金請求書	・1つの介護休暇につき、介護休暇開始の日から3か月を超えない期間給付されます。 ・1日単位で介護休暇を取得した場合のみが対象となります。 (注3)給付日額の上限は毎年8月1日に見直しされます。	P34
災害給付	弔慰金	非常災害により死亡したとき給付されます。	給料の1か月分×1.25	・弔慰金請求書 ・死亡状況等にかかる、市区町村長、又は警察署長の証明書 ・請求者の遺族の順位を証明する書類 ・その他、共済組合が必要と認める書類	・非常災害とはおもに水害・地震・火災などを指しますが、その他の予測しがたい事故も含みます。 ・埋葬料との併給ができます。	P37
	災害見舞金	非常災害により住居や家財に損害を受けたとき給付されます。	損害の程度に応じて給料の0.5か月分～3か月分×1.25	・災害見舞金請求書 ・り災証明書等 ・災害見舞金り災状況報告書 ・その他、共済組合が必要と認める書類	・非常災害とはおもに水害・地震・火災などを指しますが、その他の予測しがたい事故も含みます。 ・別居扶養している被扶養者がいる場合は、その被扶養者の住居、家財についても、組合員の住居、家財の一部とします。 ・損害状況確認のために、現地調査を要します。	P37～P38

※申請書類は、当共済組合ホームページからダウンロードし、所属所(市長部局にあっては総務事務センター)に提出してください。

給付種別	給付内容	給付額	請求書類	備考	関連頁
附加給付	一部負担金払戻金 療養の給付・保険外併用療養費（食事療養・生活療養分を除く）・訪問看護療養費・療養費（食事療養・生活療養分を除く）にかかる一部負担金が高額になったとき給付されます。	自己負担金の額からレセプト1件（組合員請求の場合は請求書1件）につき高額療養費と25,000円（上位所得者は50,000円）を控除した額（算定額に100円未満の端数があるときは切り捨てた額）ただし、その額が1,000円未満の場合は給付されません。 高額療養費が合算処理されている場合は、合算高額療養費と50,000円（上位所得者は100,000円）を控除した額（端数処理は同様。）ただし、合算対象となるレセプトの自己負担額が25,000円（上位所得者は50,000円）以上のものが1件のみで、かつ、それ以外の合算されたレセプトの自己負担額の合計（A）が25,000円（上位所得者は50,000円）未満である場合に限り、控除額は合算高額療養費と25,000円（上位所得者は50,000円）+（A）となります。	不要 （療養費請求等にかかる給付の場合は、その請求書が一部負担金払戻金の請求と兼用となっています。）	・組合員または任意継続組合員の資格喪失後は給付されません。	P27
給付	出産費附加金 出産費の給付を受けられるとき給付されます。	20,000円	・出産費の請求に同じ	・同上	P35～P36
給付	埋葬料附加金 埋葬料の給付を受けられるとき給付されます。	50,000円 被扶養者以外の方が埋葬した場合で、埋葬に要した費用が100,000円未満である場合は、当該費用の額から埋葬料の額を控除した額	・埋葬料の請求に同じ	・同上	P39
給付	傷病手当金附加金 傷病手当金給付終了後、療養のため引き続き勤務に服せず、給料の全部又は一部を支給されないとき給付されます。	・傷病手当金の算出方法に同じ	・傷病手当金の請求に同じ	・給付期間は給付開始日から6か月となります。 ・給付期間中に復職した場合は、復職期間は給付期間に算入されませんが、再び傷病等のために勤務しなかった日は傷病手当金附加金の支給がなくても給付期間に算入し、前後の期間を通算します。 ・土、日は給付期間に算入されますが、給付対象日とはなりません。 ・資格喪失後は給付されません。	P32

被扶養者が対象となる給付

給付種別	給付内容	給付額	請求書類	備考	関連頁
保健給付	家族療養の給付 保険医療機関において保険診療や食事療養・生活療養等を受けたとき給付されます。給付については、共済組合が医療機関へ支払うこととなります。	療養等に要した費用から、自己負担額（P27の外来・入院の自己負担額参照）、標準負担額等を控除した額	不要		P27
	家族訪問看護療養費 居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医の指示により指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき給付されます。給付については、原則として共済組合が訪問看護事業者へ支払うこととなります。	当該訪問看護に要した費用から自己負担額（P27の外来・入院の自己負担額参照）を控除した額	原則不要		
	家族療養費 治療用装具の購入や、更新のため被扶養者証等が手元にない場合など、共済組合が家族療養の給付等を行うことが困難であると認めるときや、やむを得ない事情により医療費を立て替え払いしたとき給付されます。	保険診療として算定した額	・家族療養費請求書 ・治療費明細書（傷病名・治療内容等の分かる明細書）例）レセプトの写し ・領収書等（明細も必要） ・医師の意見書（装具購入の場合）	・クレジットカードで支払をした場合は、領収書の他にカードの引き落とし明細と、通帳の写しが必要となります。給付については、 組合員の口座から 引き落としがあった後となります。	P28
給付	高額療養費 別表（P23～24）のとおり				
給付	高額介護合算療養費 別表（P25～26）のとおり				
給付	家族移送費 病気、又は負傷により、移動が困難な被扶養者が、家族療養の給付を受けるために緊急、やむを得ない事情により移送され、移送費用を支払ったとき給付されます。	最も経済的な経路、方法で算定した額	・家族移送費請求書 ・領収書（経路等を証明する明細も必要） ・移送を必要とす旨の医師の意見書	・経路については必要な医療を行える最寄りの医療機関まで、その傷病の状態に応じ最も経済的な経路で算定します。 ・災害現場等から医療機関への緊急移送や離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ付近の医療施設では必要な医療が受けられない場合等、支給要件を満たす場合のみ給付されます。	P28

※申請書類は、当共済組合ホームページからダウンロードし、所属所（市長部局にあっては総務事務センター）に提出してください。

給付種別	給付内容	給付額	請求書類	備考	関連頁	
保健給付	家族出産費	出産されたときに給付されます。 ※妊娠4か月(85日以上)であることが給付の条件です。早産、流産、死産、異常分娩又は母体保護法に基づく人工妊娠中絶も対象となります。	390,000円 ※在胎週数22週以上で産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合は420,000円	<ul style="list-style-type: none"> 家族出産費 同附加金請求書※ 代理受取額及び産科医療補償制度加入機関スタンプの有無が確認できる領収明細書(写) 直接支払制度の合意文書(写) ※直接支払制度を利用して出産する場合は、共済組合から所属所を通じて組合員に請求書を送付します。 	<ul style="list-style-type: none"> 直接支払制度を利用すると、家族出産費を共済組合が医療機関等に直接支払うため、法定給付額を限度として、窓口で支払う出産費用が軽減されます。法定給付額が出産費用を上回る場合は、共済組合に請求することで、差額が給付されます。 平成23年4月から受取代理制度が導入されました。 	P35～P36
	家族埋葬料	共済組合の被扶養者として認定されている方が、死亡したとき給付されます。	50,000円	<ul style="list-style-type: none"> 家族埋葬料 同附加金請求書 埋、火葬許可証の写、もしくは死亡の事実が分かる書類(原本) 		P39
災害給付	家族弔慰金	共済組合の被扶養者として認定されている方が、非常災害により死亡したとき給付されます。	給料の1か月分×1.25×0.7	<ul style="list-style-type: none"> 家族弔慰金請求書 死亡状況等にかかる、市区町村長、又は警察署長の証明書 その他、共済組合が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害とはおもに水害・地震・火災などを指しますが、その他の予測しがたい事故も含まれます。 家族埋葬料との併給ができます。 	P37
附加給付	家族療養費附加金	家族療養の給付(食事療養・生活療養分を除く)・家族療養費(食事療養・生活療養分を除く)にかかる自己負担額が高額になったとき給付されます。	自己負担額からレセプト1件(組合員請求の場合は請求書1件)につき高額療養費と25,000円(上位所得者の被扶養者は50,000円)を控除した額(算定額に100円未満の端数があるときは切り捨てた額)ただし、その額が1,000円未満の場合は給付されません。高額療養費が合算処理されている場合は、合算高額療養費と50,000円(上位所得者の被扶養者は100,000円)を控除した額(端数処理は同様)ただし、合算対象となるレセプトの自己負担額が25,000円(上位所得者の被扶養者は50,000円)以上のものが1件のみで、かつ、それ以外の合算されたレセプトの自己負担額の合計(A)が25,000円(上位所得者の被扶養者は50,000円)未満である場合に限り、控除額は合算高額療養費と25,000円(上位所得者の被扶養者は50,000円)+(A)となります。	不要 (家族療養費請求等にかかる給付の場合は、その請求書が家族療養費附加金の請求と兼用となっています。)		P27
	家族訪問看護療養費附加金	家族訪問看護療養費にかかる自己負担額が高額になったとき給付されます。	自己負担額からレセプト1件(組合員請求の場合は請求書1件)につき高額療養費と25,000円(上位所得者の被扶養者は50,000円)を控除した額(算定額に100円未満の端数があるときは切り捨てた額)ただし、その額が1,000円未満の場合は給付されません。	不要		P27
	家族出産費附加金	家族出産費の給付を受けられるとき給付されます。	20,000円	家族出産費の請求に同じ		P35～P36
	家族埋葬料附加金	家族埋葬料の給付を受けられるとき給付されます。	50,000円	家族埋葬料の請求に同じ		P39

医療機関等で自己負担額を軽減されている方は届出を!

お住まいの市町村(都道府県)が行っている医療費助成制度(重度障害者医療費助成・ひとり親家庭医療費助成・乳幼児医療費助成・子ども医療費助成制度・小児ぜん息等医療費助成等)の適用を受け、病院等の窓口で支払う自己負担額を軽減されている方は、当共済組合まで申し出てください。

※ただし、大阪府にお住まいの方は、小児ぜん息等医療費助成制度に該当した場合のみ申し出てください。

なお、医療費助成制度の適用を受けているにもかかわらず、還付金が給付された場合には、返還していただくこととなりますのでご注意ください。

また、これらの助成制度の適用を受けなくなった時についても、申し出てください。還付金の給付を再開し

※申請書類は、当共済組合ホームページからダウンロードし、所属所(市長部局にあっては総務事務センター)に提出してください。

別表 高額療養費

給付内容	給付額	請求書類	備考
若年者（70歳未満）のみの場合	下表のAの金額を超えた額	不要 「低所得者」に該当する場合（市町村民税非課税等の場合）は、市町村民税非課税者等に該当する証明書が必要です。 療養費請求等にかかる給付の場合は、その請求書が高額療養費の請求と兼用となっています。	
高齢受給者（70歳以上）のみの場合	下表のBの金額を超えた額 下表のCの金額を超えた額	不要 「低所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する場合（市町村民税非課税等の場合）は、市町村民税非課税者等に該当する証明書（「低所得者Ⅰ」に該当の場合は世帯全員分）が必要です。 療養費請求等にかかる給付の場合は、その請求書が高額療養費の請求と兼用となっています。	
若年者と高齢受給者の合算	①上記アに基づき、外來の個人ごとの高額療養費を算定します。 ②①の算定後、なお残る自己負担額と入院の自己負担額を合算し、下表のCの金額を超えた額を算定します。 ③①と②の合計額が、給付額となります。	不要 「低所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する場合（市町村民税非課税等の場合）は、市町村民税非課税者等に該当する証明書（「低所得者Ⅰ」に該当の場合は世帯全員分）が必要です。 療養費請求等にかかる給付の場合は、その請求書が高額療養費の請求と兼用となっています。	
「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付	上記ア、イ、ウにおける自己負担額（高額療養費を除く。）と若年者のレセプト単位での自己負担額が21,000円以上のものの合計額とを合算し、下表のAの額を超えたときに給付されます。	上記で算出された高額療養費の額が、当共済組合から医療機関等へ支払われます。	「低所得者」以外の場合 ・限度額適用認定申請書 「低所得者」の場合 ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書 ・市町村民税非課税者等に該当する証明書（「低所得者Ⅰ」に該当の場合は世帯全員分の証明書が必要。）
「特定疾病療養受療証」の交付	上記ア、イ、ウにおける自己負担額（高額療養費を除く。）と若年者のレセプト単位での自己負担額が21,000円以上のものの合計額とを合算し、下表のAの額を超えたときに給付されます。	20,000円もしくは10,000円を超えた額	・証の有効期限適用については、当共済組合が申請書を受付した日の属する月の初日から6か月間有効となります。 ・特定疾病療養受療証交付申請書

70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	A
上位所得者	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% ※[83,400円]
一般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※[44,400円]
低所得者	35,400円 ※[24,600円]

※ [] は多数該当です。
 ・多数該当とは、当月を含む過去12か月以内に高額療養費に該当した月が3か月以上あった場合、4回目以降は自己負担限度額が低くなる制度です。

所得区分の判定

- ・組合員が70歳未満の若年者で、給料額が424,000円以上である場合、組合員と、その70歳未満の被扶養者の所得区分は「上位所得者」となります。（この場合、70歳以上の被扶養者の所得区分は「一般」になります。）
- ・組合員が、市町村民税非課税者等である場合、70歳未満の組合員と被扶養者の所得区分は「低所得者」となります。
- ・上記に該当しない組合員、被扶養者の所得区分は「一般」となります。

70～74歳の方の自己負担限度額 ※高齢受給者の一部負担金等の軽減特例措置により、平成26年3月31日まで次のとおりです。

所得区分	C	
	B(外來のみ)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※ [44,400円]
一般	12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

※ [] は多数該当です。
 ・多数該当とは、当月を含む過去12か月以内に高額療養費に該当した月が3か月以上あった場合、4回目以降は自己負担限度額が低くなる制度です。

所得区分の判定

- ・組合員が70歳以上の高齢受給者で、給料額が224,000円以上である場合、組合員と、その70歳以上の被扶養者の所得区分は「現役並み所得者」となります。（この場合、70歳未満の被扶養者の所得区分は「一般」になります。）
 なお、収入額の再判定については、P27の外來・入院の自己負担額を参照してください。
- ・組合員が、市町村民税非課税者等である場合、70歳以上の組合員と被扶養者の所得区分は「低所得者Ⅱ」となります。
- ・組合員の医療保険上の世帯全員が市町村民税非課税者等である場合、70歳以上の組合員と被扶養者の所得区分は「低所得者Ⅰ」となります。
- ・上記に該当しない組合員、被扶養者の所得区分は「一般」となります。

別表 高額介護合算療養費

給付内容		給付額	請求書類	備考	
若年者（70歳未満）のみの合算		7月31日を基準日として、その時点で医療保険上の世帯に属している組合員、及び被扶養者が過去1年間(前年8月1日～当年7月31日)に負担した、医療にかかる自己負担額及び介護にかかる自己負担額の合算額が、下表のBの金額を超える場合に給付されます。ただし、その額が「支給基準額※」以下である場合は給付されません。医療にかかる自己負担額又は介護にかかる自己負担額のいずれかが0円である場合は給付対象となりません。	下表のBの金額を超えた額 ただし、組合員及び被扶養者が過去1年間に加入していた医療保険者、介護保険者において、加入当時負担した医療費、介護サービス費の割合に応じて給付額を按分し、各保険者から給付されるため、当共済組合から全額が給付されるわけではありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護合算療養費請求書 ・各医療保険者、介護保険者の発行する自己負担額証明書 ・「低所得者」に該当する場合(市町村民税非課税等の場合)は、市町村民税非課税者等に該当する証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療及び介護にかかる自己負担額は、高額療養費、附加給付、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費等の給付を受けた後に、なお残る負担金額となります。 ・計算期間の途中で、組合員、又は被扶養者が死亡等により医療保険の資格を失った場合は、資格喪失日の前日が基準日となります。(当共済組合を資格喪失しても、他の医療保険に加入できる場合は除きます。) ・医療にかかる自己負担額については、高額療養費と同様に、レセプト単位での一部負担額が21,000円以上のもののみが対象となり、それ未満のものは合算対象となりません。
高齢受給者（70歳以上）のみの合算		7月31日を基準日として、その時点で医療保険上の世帯に属している組合員、及び被扶養者が過去1年間(前年8月1日～当年7月31日)に負担した、医療にかかる自己負担額及び介護にかかる自己負担額の合算額が、下表のAの金額を超える場合に給付されます。ただし、その額が「支給基準額※」以下である場合は給付されません。医療にかかる自己負担額又は介護にかかる自己負担額のいずれかが0円である場合は給付対象となりません。	下表のAの金額を超えた額 ただし、組合員及び被扶養者が過去1年間に加入していた医療保険者、介護保険者において、加入当時負担した医療費、介護サービス費の割合に応じて給付額を按分し、各保険者から給付されるため、当共済組合から全額が給付されるわけではありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護合算療養費請求書 ・各医療保険者、介護保険者の発行する自己負担額証明書 ・「低所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する場合(市町村民税非課税等の場合)は、市町村民税非課税者等に該当する証明書(「低所得者Ⅰ」に該当の場合は世帯全員分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療及び介護にかかる自己負担額は、高額療養費、附加給付、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費等の給付を受けた後に、なお残る負担金額となります。 ・計算期間の途中で、組合員、又は被扶養者が死亡等により医療保険の資格を失った場合は、資格喪失日の前日が基準日となります。(当共済組合を資格喪失しても、他の医療保険に加入できる場合は除きます。)
若年者と高齢受給者の合算	ア 高齢受給者が受けた医療、介護にかかる自己負担額(医療と介護のどちらか一方の負担しかない場合)と、若年者が受けた医療、介護にかかる自己負担額(医療と介護の両方の負担がある場合)の両方があるとき。	7月31日を基準日として、その時点で医療保険上の世帯に属している組合員、及び被扶養者が過去1年間(前年8月1日～当年7月31日)に負担した、医療にかかる自己負担額及び介護にかかる自己負担額の合算額が、下表のBの金額を超える場合に給付されます。ただし、その額が「支給基準額※」以下である場合は給付されません。	下表のBの金額を超えた額 ただし、組合員及び被扶養者が過去1年間に加入していた医療保険者、介護保険者において、加入当時負担した医療費、介護サービス費の割合に応じて給付額を按分し、各保険者から給付されるため、当共済組合から全額が給付されるわけではありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護合算療養費請求書 ・各医療保険者、介護保険者の発行する自己負担額証明書 ・「低所得者」に該当する場合(市町村民税非課税等の場合)は、市町村民税非課税者等に該当する証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療及び介護にかかる自己負担額は、高額療養費、附加給付、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費等の給付を受けた後に、なお残る負担金額となります。 ・計算期間の途中で、組合員、又は被扶養者が死亡等により医療保険の資格を失った場合は、資格喪失日の前日が基準日となります。(当共済組合を資格喪失しても、他の医療保険に加入できる場合は除きます。) ・若年者の医療にかかる自己負担額については、高額療養費と同様に、レセプト単位での一部負担額が21,000円以上のもののみが対象となり、それ未満のものは合算対象となりません。
	イ 高齢受給者が受けた医療、介護にかかる自己負担額(医療と介護の両方の負担がある場合)と、若年者が受けた医療、介護にかかる自己負担額(医療と介護の両方、もしくは一方の負担がある場合)の両方があるとき。	高齢受給者のみの合算により高額介護合算療養費を算定した後、なお残る自己負担額と、若年者の自己負担額の合算額が、下表のBの金額を超える場合に給付されます。	<p>①上記「高齢受給者(70歳以上)のみの合算」の算定方法に基づき、各医療保険者、介護保険者の給付額を算定します。</p> <p>②①の算定後、なお残る高齢者の方のみの負担額に若年者の負担額を加え、上記「若年者(70歳未満)のみの合算」の算定方法に基づき、各医療保険者、介護保険者の給付額を算定します。</p> <p>③①と②の合計額が、各医療保険者、介護保険者からの給付額となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護合算療養費請求書 ・各医療保険者、介護保険者の発行する自己負担額証明書 ・市町村民税非課税者等に該当する証明書(「低所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する場合のみ。「低所得者Ⅰ」に該当の場合は世帯全員分の証明書が必要。) 	

他の医療保険者に提出するために、当共済組合の自己負担額証明書が必要な場合は、各所属所(市長部局にあっては総務事務センター)を通じて当共済組合へ申請してください。
※支給基準額は500円です。

介護合算算定基準額

所得区分	A 共済組合(被用者保険)又は国保+介護保険 (70~74歳の場合)		B 共済組合(被用者保険)又は国保+介護保険 (70歳未満の場合)		参考 後期高齢者医療制度+介護保険
現役並み所得者 上位所得者	67万円		126万円		67万円
一般	56万円(※)		67万円		56万円
低所得者	Ⅱ	31万円	34万円		31万円
	Ⅰ	19万円			19万円

所得区分の判定については、P23~P24の高額療養費の所得区分の判定を参照してください。
※の金額は、本来は62万円ですが、高齢受給者の一部負担金軽減措置により平成26年7月31日までは56万円となります。

2 業務外の病気やケガで病院等にかかるとき

◆70歳未満の人の場合

組合員(本人)が病気やケガをした場合、外来・入院にかかわらず医療機関等の窓口へ組合員証を提示し、医療費の3割分を窓口で支払えば、残りの医療費は共済組合が負担します。この給付を「療養の給付」といいます。

被扶養者の場合も被扶養者証を提示し、小学校入学後～69歳以下の人はかかった医療費の3割分を、小学校入学前の人は外来・入院ともに2割分を窓口で支払えば、残りの医療費は共済組合が負担します。この給付を「家族療養の給付」といいます。

◆70～74歳の人の場合

70～74歳の人は「高齢受給者」といい、医療機関等の窓口での自己負担は2割(ただし平成26年3月末までは1割)、現役並み所得者は3割となります。受診の際は医療機関に、組合員証又は被扶養者証とともに「高齢受給者証」を提示してください。

なお、75歳(一定の障害がある場合は65歳)以上の人は、すべて「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

●附加給付

療養を受けた際、自己負担額からレセプト1件につき25,000円(上位所得者及びその被扶養者は50,000円)及び高額療養費を控除した額が支給されます。(算定額に100円未満の端数があるときは切り捨て。1,000円未満の時は支給されません。)

また、合算対象となるレセプトにおいては、自己負担額から50,000円(上位所得者及びその被扶養者は100,000円)と合算高額療養費を控除した額が支給されます。

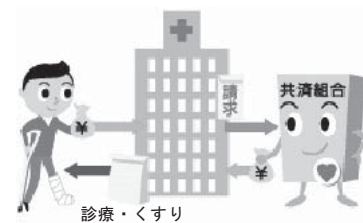
●外来・入院の自己負担額

療養に要した費用の額に次の区分に応じた割合を乗じた額

注) 入院の場合は、食事療養に要した費用のうち標準負担額分(原則1食につき260円)を加算療養病床に65～74歳の方が入院した場合は、生活療養に要した費用のうち、標準負担額分(原則食事1食につき460円。居住費1日につき320円)を加算

70～74歳 (70歳に達する月の翌月(1日生まれのときは誕生日)から75歳に達する日の前日(1日生まれのときは前月末)まで)	1割負担※ 現役並み所得者は3割負担
小学校入学後～69歳	3割負担
小学校入学前	2割負担

※本来の負担割合は2割ですが、負担軽減のための特別措置により、平成26年3月末まで1割となっています。



70歳～74歳の「現役並み所得者」とは？

療養のあった月の給料が224,000円以上の方とその被扶養者。ただし収入額による再判定を行い、70歳以上の被扶養者がいない方で年収額383万円未満の場合、70歳以上の被扶養者・旧被扶養者(後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより被扶養者でなくなった方。被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過するまでの間に限る)がいる方で合計年収額520万円未満の場合は、申請により「一般」区分になります。

3 立て替え払いをしたとき

組合員又は被扶養者が、業務外で病気やケガをしたときは、組合員証・被扶養者証(以下「証」という。)を提示して保険診療を受けるのが原則で、それ以外の方法で診療を受けても共済組合から医療費は支払われません。

しかし、出張先で急病になって証を持っていなかったとき、交通事故でケガをして保険医でない医療機関にかつぎこまれたなど、やむを得ない事情で診療を受けた場合は、組合員がとりあえず医療費を全額支払い、あとで共済組合に請求をして現金で払い戻しを受けることができます。

この方法はあくまで例外で、当共済組合が保険診療を受けることがむずかしいと認めたととき、またはやむを得ないと認めた場合以外は支給されません。

このような給付を「療養費(被扶養者の場合は家族療養費)」といいます。立て替え払いには、このほか治療用装具の購入、輸血の際の血液代、医師の指示によって柔道整復師やマッサージ師などの手当を受けた場合の代金などがあります。

注) 証を提示できずに診療を受ける場合、保険適用になる医療費よりも高くなる場合がありますが、共済組合からの支給額は保険点数で算定して決定するため、実際に支払った額よりも少なくなることがあります。また、保険点数で算定した額よりも実際に支払った額の方が低い場合は、実費額を基に医療費を支給します。

医療の理由と内容	払い戻し額
やむを得ず保険医以外の医療機関にかかった場合	健康保険の治療の範囲の中で算定された金額から自己負担分を差し引いた額
やむを得ず証が提出できなかった場合	上に同じ
輸血(生血)の血液代	妥当と認められる額
治療用装具を購入したとき(既製品を購入した場合を除く。)	上に同じ
はり、きゅう、マッサージ代	基準料金から自己負担分を差し引いた額
海外で医療を受けた場合(療養の目的で海外に行き、治療を受けた場合を除く。)	国内での健康保険の基準によって算定された額か、実際に支払った額どちらか低い額から自己負担分を差し引いた額
歩行困難な患者の入院や転医のときの移送で、緊急その他やむを得ないとき(P16移送費の備考欄参照)	妥当と認められる額

4 整骨院等にかかったとき

◆接骨院・整骨院（柔道整復師）の場合

業務上の事由や通勤以外の急性・外傷性傷病で、柔道整復師の施術を受けた場合に限り、共済組合の短期給付が受けられます。

【保険適用が受けられる場合】

1	骨折、不全骨折、脱きゅう（応急手当を除き医師の同意が必要）
2	打撲、捻挫、出血していない肉離れ

次のような症状で受療した場合は、共済組合の給付は受けられません。自費診療となります。

【保険適用が受けられない場合】

- 1 日常生活における単なる疲れ、肩こり、腰痛など
- 2 スポーツなどによる肉体疲労、筋肉痛
- 3 医師が治療すべき腰椎椎間板ヘルニア
- 4 脳疾患後遺症などの慢性病
- 5 症状の改善がみられない長期の施術（腰部捻挫など）
- 6 医師の同意がない骨折、不全骨折、脱きゅう

※上記の保険適用できない場合を含め、原因不明の痛み等による症状の改善がみられない長期施術及び同一の負傷で同時期に整形外科の治療と重複した柔道整復師の施術に関しては、傷病内容及び治療内容によりますが、原則全額自己負担していただくこととなります。

◆はり、きゅうの場合

医師の同意を得て、神経痛やリウマチ、五十肩、腰痛症など慢性的な痛みのある病気で鍼灸師の施術を受けた場合に限り、共済組合の短期給付が受けられます。

◆マッサージを受けた場合

医師の同意を得て、関節拘縮などでマッサージ師の施術を受けた場合に限り、共済組合の短期給付が受けられます。

単なる肩こり、腰痛などのような症状で受療した場合には共済組合の短期給付は受けられず、自費診療となります。

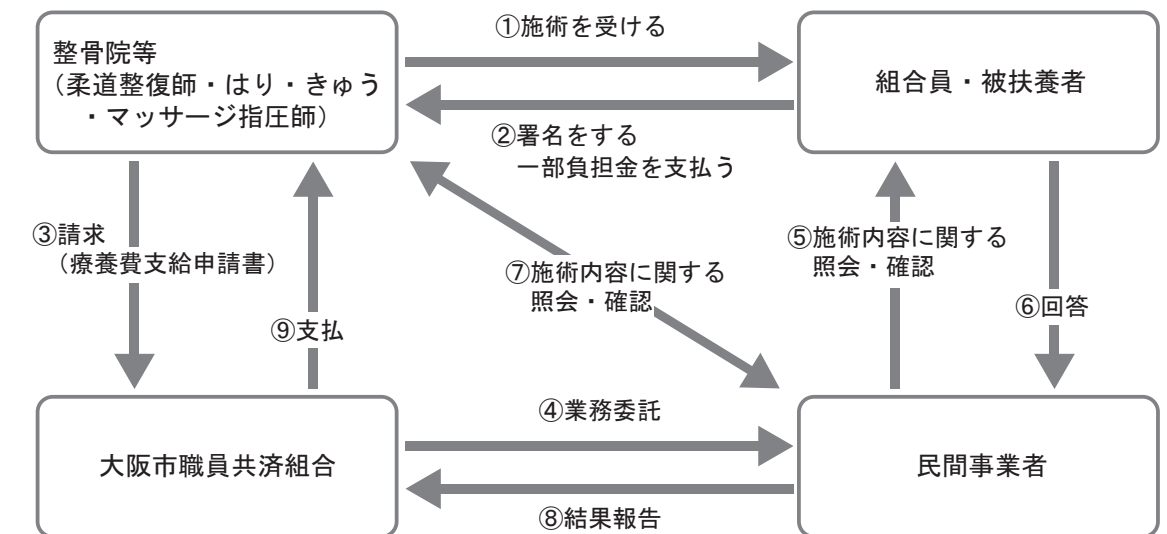


◆療養費の適正化のために

当共済組合では、治療内容の確認のため、整骨院等で受診されたみなさんに照会文書を送付しております。（照会文書の発送には一定の基準を設けており、整骨院等にかかった方全員に送付しているわけではありません。）

みなさんからいただいた回答は整骨院等から当共済組合へ送付される請求書の内容確認のため利用しています。なお、照会文書の送付を、当共済組合が内容を把握したうえで、民間事業者へ委託しております。

民間事業者から照会文書や電話での確認がありましたら、回答をお願いします。



※ 長期的に継続して整骨院等に通院されている方に対しては、民間事業者からの照会とは別に、当共済組合から直接お知らせ文書や照会文書を送付させていただく場合があります。その際には、領収書の提出をお願いすることもありますので、整骨院等で受療された場合は必ず領収書をもらい、約1年間は保管しておいてくださるようお願いいたします。

これらの照会事務は、地方公務員等共済組合法及び厚生労働省通知等に基づき、療養費適正化のため行っているものです。皆様のご理解とご協力をお願いします。

5 交通事故にあったとき

◆保険診療で治療は受けられるか

交通事故のように、第三者によって起こったケガや病気は、当然その第三者である加害者が、治療費や休業補償費を支払うわけですが、さしあたって被害者は、自身が加入している共済組合に届出をすることによって保険診療による治療を受けることができます。

○すぐに共済組合に届けをする

組合員や被扶養者が第三者の行為によって病気やケガをしたり、また亡くなった場合は、電話連絡とともに、すぐに所属所（市長部局にあっては総務事務センター）を通じて、当共済組合へ「損害賠償申告書」「事故発生状況報告書」「念書兼同意書」「交通事故証明」（交通事故の場合のみ）を提出してください。



なお、「損害賠償申告書」等をご提出していただくことによって、保険診療による治療を受けた場合の損害賠償請求権は共済組合に移ることになります。つまり、共済組合が被害者であるみなさんにかわって、給付を行った範囲内で加害者に損害賠償を請求するわけです。（ご自身で負担した医療費については、ご自身で損害賠償請求してください。）

届出は地方公務員等共済組合法施行規程第 103 条により義務づけられています。

○示談は慎重に

示談後も当共済組合の給付を受けられるかどうかは、示談内容によって決まりますので、示談する場合は、事前に必ず当共済組合に相談して慎重に行う必要があります。

○業務中や通勤途上で事故にあった場合

業務中や通勤途上の事故については、地方公務員災害補償基金等から補償された場合、共済組合の給付は行われなくなっています。

◎ 症状が固定したときは、必ず当共済組合へご連絡ください。

6 勤務を休んだとき

組合員が公務によらない病気やケガ、出産、育児、介護などで休職又は欠勤したため、給料の全部又は一部が支給されないときは、休業給付として「傷病手当金」、「出産手当金」、「育児休業手当金」、「介護休業手当金」又は「休業手当金」が支給されます。

☆ 病気やケガで勤務を休んだとき（傷病手当金）

共済組合の給付の目的は、業務外での病気やケガの治療と、その療養期間に失われる賃金のために、生活が苦しくなる危険を避けることにあります（業務上及び通勤中による病気やケガは「地方公務員災害補償基金」等で扱われます）。ですから、業務外の病気やケガが原因で働くことができなくなり、給料がもらえなくなったり、減給されたりした場合には、組合員の生活を支えるために「傷病手当金」が支給されます。



支給期間 1年6か月間

同一の傷病で障害共済年金、障害基礎年金、障害一時金の受給ができる場合には支給されなくなりますが、それらの額が傷病手当金より少ないときには、その差額分が1年6か月間の支給期間の範囲内で支給されます。また、**老齢及び退職を支給事由とする年金の受給ができる場合も調整**されます。

※支給期間についてはP18もご覧ください。

支給額 1日につき給料日額の2/3×1.25

●支給を受けるときの条件（1～4の全てを満たす必要があります。）

- 療養のためであること
病気・ケガのために医師の指示で療養しているのであれば自宅療養でもかまいません。
- 仕事につけないこと
病気やケガのために、今までしていた仕事につけない場合をいいます。
- 3日間以上連続して仕事を休んだとき
3日間は待期間として支給されません。4日目から支給されます。
- 給料が支払われていないこと
事業主から給料が支払われている場合、その額が傷病手当金より多いときは支給されません。給料のほうが少ないときは、その差額だけ支給されます。

※傷病手当金・同附加金の支給可否の判定のため、共済組合から医療機関等に照会を行った場合は支給が遅れたり、医師の回答内容によっては支給できない場合があります。

◆当共済組合の附加給付

●傷病手当金附加金

傷病手当金の支給終了後、引き続き6か月間「傷病手当金附加金」が支給されます。

支給される金額は、傷病手当金と同じです。

※ただし退職後は給付を受けられません。

☆ 出産のため休んだとき（出産手当金）

出産のために仕事を休み、その期間給料が支払われないときには「**出産手当金**」が支給されます。

支給期間 出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産の予定日）以前42日目（多胎妊娠の場合は98日目）から、出産の日の翌日以後56日目までを期限として、休んだ日数分を支給

支給額 1日について給料日額の $\frac{2}{3} \times 1.25$
※ 出産日は産前として取り扱います。

☆ 家族の病気などのため休んだとき（休業手当金）

組合員が被扶養者の病気またはケガや、配偶者の出産等の理由により欠勤し、給料が支給されない場合には、休業手当金として、1日につき給料日額の100分の60に相当する金額が支給されます。

勤怠は欠勤に限るので、介護休暇や病気休暇等では支給されません。

また、傷病手当金や出産手当金の支給対象となっている期間についても、それらの給付が優先となり、支給されませんのでご注意ください。

☆ 育児のため休んだとき（育児休業手当金）

組合員が組合員の3歳に満たない子の育児のために育児休業を取るときは、その子が1歳に達する日まで取得した休業期間^{※1}について、「**育児休業手当金**」が支給されます。



両親ともに育児休業を取得する場合には、子が1歳2か月に達する日までの休業期間のうち1年間について、「**育児休業手当金**」が支給されます。（両親ともに育児休業する場合の特例）

支給期間 育児のために勤務を休んだ期間（育児休業に係る子が1歳に達する日までの間）^{※1}

支給額 給料日額（給料月額 $\times \frac{1}{22}$ ） $\times 1.25 \times 40/100$ ^{※2} \times 各月の育児休業日数
40/100の額については、当分の間は50/100とする暫定措置があります。

●両親ともに育児休業する場合の特例

支給期間 育児のために勤務を休んだ期間（組合員の配偶者が、当該育児休業に係る子の1歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業を取得している場合に、1歳2か月に達する日までの間に最大1年間。母の休業の場合は、出産日と産後休暇期間も含めて1年間が上限となります。）^{※1}

支給額 同上

※1 一定の条件を満たす場合については、子が1歳6か月に達する日までの育児休業期間まで延長して支給されます。

※2 育児休業手当金の給付日額には上限があります。この上限額は、雇用保険法に係る厚生労働省告示により、毎年8月に見直しが行われます。

●支給期間の延長

次の条件に該当する場合には、育児休業の対象となる子が1歳6か月に達する日までの育児休業期間まで支給期間が延長されます。

- 1 育児休業の対象となる子の1歳の誕生日前日までに保育所への入所（入所希望日は誕生日以前）を申請したが、入所ができなかったとき
- 2 1歳以降、育児休業の対象となる子の養育を行う予定であった配偶者が、イ～ニの理由により、当該子の養育ができなくなり、組合員が育児休業期間を延長したとき
 - イ 死亡したとき
 - ロ 病気やケガにより育児休業に係る子の養育ができなくなったとき
 - ハ 離婚等により、配偶者が育児休業に係る子と同居しなくなったとき
 - ニ 6週間（多胎妊娠にあつては、14週間）以内に出産する予定であるかまたは産後8週間を経過しないとき

●その他

育児休業取得者については、申し出により掛金が免除されます。

また、共済貸付償還中の組合員が、育児休業を取得した場合は、申し出により休業期間中の償還金の返済猶予を受けることができます。

☆ 介護のため休んだとき（介護休業手当金）

組合員が要介護の状態にある家族の介護のために介護休暇を取るときは、「**介護休業手当金**」が支給されます。



支給期間 介護休暇開始の日から3か月を超えない期間

支給額 給料日額（給料月額 $\times \frac{1}{22}$ ） $\times 1.25 \times 40/100$ ^{※1} \times 介護休業日数 ^{※2}

※1 介護休業手当金の給付日額には上限があります。この上限額は、雇用保険法に係る厚生労働省告示により、毎年8月に見直しが行われます。

※2 介護休業手当金の支給対象となるのは、介護休暇を1日単位で取得した場合に限ります。

●その他

共済貸付償還中の組合員が介護休暇を取得した場合は、申し出により休暇期間中の償還金の返済猶予を受けることができます。

7 出産したとき

◆組合員が出産したとき・・・「出産費」

◆被扶養者が出産したとき・・・「家族出産費」

妊娠4か月(85日)以上の出産については、1児につき、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合は420,000円(死産を含み、在胎週数第22週以降の出産に限ります。)、それ以外の場合は390,000円が支給されます。早産、死産、人工妊娠中絶のいずれについても支給の対象となります。異常出産で入院して出産したときも、同様に支給されます。

◆当共済組合の附加給付

- 出産費附加金 1児につき20,000円
- 家族出産費附加金 1児につき20,000円



◆出産費等の直接支払制度

出産する医療機関等で退院するまでの間に手続きを行うことにより、共済組合が出産費等を直接医療機関等へ支払うことができます。これにより組合員は、出産費等の額を超えた分の出産費用(実費)を医療機関等へ支払えばよいことになります。なお、出産費用(実費)が出産費等の額を下回る場合、差額分を共済組合に請求できます。また、附加金についても、共済組合に請求が必要です。

差額、附加金の請求については、当共済組合から医療機関等への支払いが終わった後、組合員に専用の請求書を送付しますので、その請求書により請求してください。

- ◆ 出産の際に、医療機関等で組合員証又は被扶養者証を提示し、直接支払制度についての説明を受け、制度を利用することを書面で承諾してください。
- ◆ 直接支払制度を利用しなかった場合は、従来通りの請求手続きを行ってください。(この場合、一旦全額を医療機関等にお支払いいただくことになります。)

◆出産費等の受取代理制度

直接支払制度への対応が困難な小規模の医療機関等において出産する場合でも、直接支払制度と同様に、組合員の窓口負担額の軽減を図り、安心して出産できる環境整備のために「出産費等の受取代理制度」が平成23年4月から新設されました。

ただし、この制度を利用することができる医療機関等は厚生労働省に対して届出を行った分娩施設のみが対象となっており、すべての医療機関等で利用できる制度ではありませんので、ご注意ください。

受取代理制度は、組合員等が医療機関等を受取代理人として事前に申請し、医療機関等が組合員等に対して請求する出産費用の額(当該請求額が出産費等として支給される額を上回る場合は当該支給される額)を限度として、共済組合から医療機関等へ直接出産費等が支給される制度です。



◆ 対象者

出産費・家族出産費の受給権を有する見込みのある組合員であって、組合員・被扶養者が出産予定日まで2か月以内の者

◆ 対象医療機関等

年間の平均分娩取扱い件数が100件以下の診療所及び助産所や、収入に占める正常分娩に係る収入の割合が50%以上の診療所及び助産所を目安とし、受取代理制度の導入について厚生労働省に対して届出を行った医療機関等

なお、出産費用(実費)が出産費等の額を下回る場合の差額分及び附加金については、事前に当共済組合へご提出いただいた「出産費等支給申請書(受取代理用)」により給付しますので、請求は不要です。

- ◆ 予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合は、「出産費等受取代理申請取下書」を記入し、所属所(市長部局にあつては総務事務センター)を通じて当共済組合に提出してください。

注意

直接支払制度や受取代理制度を利用される方は、当共済組合が行っている出産貸付を受けることはできません。

8 不慮の災害にあったとき

◆非常災害で死亡したとき 弔慰金／家族弔慰金

組合員又は被扶養者が非常災害により死亡したときは、「弔慰金」又は「家族弔慰金」が支給されます。

弔慰金請求書（又は家族弔慰金請求書）に市区町村長、又は警察署長の証明を受けて当共済組合に提出してください。



「非常災害」とは、水害、地震、火災などの災害、主として天災をいいますが、その他の予測し難い事故も含まれます。この場合において、「予想し難い事故」によるものであるかどうかについては、次に掲げる要件に全て該当するかどうかを勘案して、弔慰金、家族弔慰金の支給の可否を判定します。

- その事故による死亡の要素が、客観的にみて、社会通念上予想し難い不慮の事故による死亡であること。（◆自己の不注意により事故が生じたと考えられるような場合は、予想し難い事故とはみなしません。）
- その事故による死亡が事故直後に起こったもので、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。（◆例えば交通事故により負傷し、病院で治療を受けていたが事故発生後数週間経て死亡した場合も、治療の方法によっては回復することも考えられるので、この場合は支給の対象とはなりません。）
- その事故による死亡が、原則として他動的原因に基づくものであること。

◆非常災害で住居などに損害を受けたとき 災害見舞金

組合員が水震火災その他の非常災害（盗難は除く）で住居や家財に損害を受けた場合には、損害の程度に応じて災害見舞金が支給されます。（別表参照）

被災状況を確認するために実地調査（写真撮影等）を行いますので、速やかに当共済組合まで連絡をお願いします。また、当共済組合で実地調査を行います、組合員の皆様自身でも被災直後の状況を可能な範囲で写真等で記録しておいてください。

「災害見舞金請求書」に市区町村長、消防署長、又は警察署長の証明を受けて当共済組合に提出してください。また、住民票、評価証明書（住居被災の場合）なども必要になります。請求内容により証明書類が変わりますので、請求書提出前に当共済組合にお問い合わせください。



- 「非常災害」には、盗難を含みません。
- 「住居」とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間等の別を問いません。
- 「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいます。ただし、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等を含みません。
- 同一世帯に組合員が二人以上ある場合には、各組合員につき、それぞれ災害見舞金が支給されます。

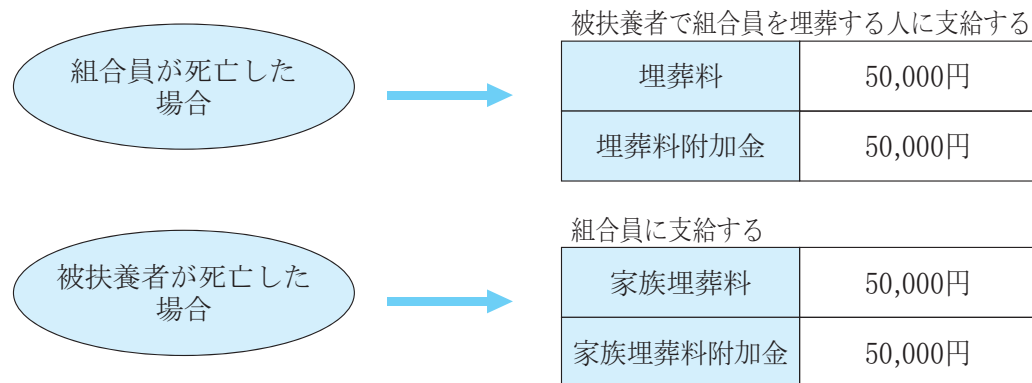
(別表)

損害の程度		給付額
<ul style="list-style-type: none"> 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき 		給料額の3か月分 ×1.25
<ul style="list-style-type: none"> 住居及び家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき 住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき 		給料額の2か月分 ×1.25
<ul style="list-style-type: none"> 住居及び家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき 住居又は家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき 住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき 		給料額の1か月分 ×1.25
<ul style="list-style-type: none"> 住居又は家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき 		給料額の0.5か月分 ×1.25
<ul style="list-style-type: none"> 浸水によって平屋建ての家屋（家財を含む）が損害を受けその認定が困難なとき 	床上120cm以上	給料額の1か月分 ×1.25
	床上30cm以上	給料額の0.5か月分 ×1.25

※災害見舞金附加金については、平成24年8月1日以降の災害について廃止となりました。

9 死亡したとき

組合員が公務によらないで死亡したときに、その被扶養者であった人で、埋葬を行う人に埋葬料が支給されます。
また、被扶養者が死亡したときには組合員に家族埋葬料が支給されます。
※埋葬料と家族埋葬料には、それぞれ埋葬料附加金と家族埋葬料附加金を加えて支給されます。



ただし、組合員が死亡した場合で、被扶養者でない家族等が埋葬した場合も埋葬料の請求ができます。
その場合、埋葬料や埋葬料附加金は、**実際に埋葬に要した額を、埋葬料と埋葬料附加金の範囲内で支払う**ので、埋葬に要した費用の内訳がわかる明細書と領収書を添付して請求する必要があります。

埋葬に要した費用として認められるものは、火葬料だけでなく、霊柩代、霊柩の借料・運搬費、葬式の際の僧侶への謝礼や霊前供物代、入院患者として死亡した組合員の、病院から自宅までの移送費用も含まれますので、実際の埋葬代や火葬代だけでなく、葬式の費用の明細書も添付して請求してください。

また、組合員が退職後3か月以内に死亡した場合も埋葬料の請求は出来ませんが、その場合、被扶養者からの請求があれば埋葬料を支給し、被扶養者以外が埋葬したときは、実際に埋葬に要した額を、埋葬料の範囲内で支払うこととなります。

(※退職後、他の組合の組合員の資格を取得した場合は除きます。)

【必要な申請書類】

- ① 埋葬料・家族埋葬料・同附加金請求書
- ② 埋葬許可証又は火葬許可証の写し。ない場合は、死亡の事実が分かる住民票や戸籍謄本等の原本
- ③ 埋葬に要した費用の明細書・領収書の原本（被扶養者以外の方が埋葬する場合）
- ④ 口座登録・変更申出書（埋葬料・弔慰金用）
- ⑤ 支払未済短期給付金請求書（組合員死亡のときのみ）

※家族埋葬料は、被扶養者以外の家族が死亡しても支給されません。

10 退職後も受けられる給付（任意継続組合員の場合は、P41～P42任意継続制度をご確認ください。）

退職し、組合員の資格を失ったあとも、条件を満たせば引き続き次のような給付を受けられます。（掛金は納める必要はありません。）

ただし、当共済組合独自に行っている附加給付は受けられません。



●埋葬料の給付

組合員が退職後3か月以内に死亡したとき、被扶養者の方、若しくは埋葬を行った方に埋葬料が支給されます。

●出産費の給付

1年以上組合員であった方が、退職後6か月以内に出産したときは、出産費の支給を受けられます。組合員の退職後に被扶養者が出産した場合、家族出産費は支給されません。

※直接支払制度を利用する場合は、当共済組合から交付する「組合員資格喪失証明書（出産費請求用）」が必要となりますので、当共済組合に交付申請してください。

●出産手当金

1年以上組合員であった方が退職した際に、出産手当金の支給を受けている、もしくは受けられる状態にある場合は引き続き給付が受けられます。

●傷病手当金

1年以上組合員であった方が退職した際に傷病手当金の支給を受けている、もしくは受けられる状態にある場合は、その支給をはじめた日から1年6か月間給付が受けられます。

ただし、「同一の傷病」での受給は原則1回ですので、すでに支給を受けている期間があれば1年6か月から差し引きます。（P18 参照）

11 任意継続制度

退職日の前日までに組合員期間が1年以上継続してあった方が組合員の資格を喪失した後、掛金を納めることにより、2年間に限り組合員の資格を継続することができる制度です。

◆加入資格

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であったもの

◆申請方法

退職日の翌日から19日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」に必要事項を記入のうえ、当共済組合まで持参してください。

《申請に必要なもの》

- ① 任意継続組合員資格取得申出書（当共済組合のホームページからダウンロードできます）
- ② 印鑑
- ③ 本人確認書類
 - ・組合員本人が持参する場合は、[組合員の本人確認書類](#)
 - ・代理人が持参する場合は、[組合員との続柄が確認できるもの（住民票等）又は委任状及び代理人の本人確認書類](#)

◆掛金（保険料）

【掛金の算出方法】

- ・短期掛金 = 掛金算定の基礎となる給料月額 × 掛金率
- ・介護掛金 = 掛金算定の基礎となる給料月額 × 掛金率（40歳以上65歳未満の方）

《掛金算定の基礎となる給料月額》

次の①、②のうちどちらか低い方になります。

- ① 退職時の給料月額
- ② 全組合員の平均給料月額（平成25年度については301,000円）

《平成25年度掛金率》

- ・短期掛金…1,000分の150.75
- ・介護掛金…1,000分の15.75

【掛金額の例】（平均給料月額301,000円の場合）

- ・短期掛金 301,000円 × 150.75/1,000 = 45,375円
- ・介護掛金 301,000円 × 15.75/1,000 = 4,740円
- ・掛金合計 45,375円 + 4,740円 = 50,115円

掛金は当共済組合が作成する納付書により、記載されている納付期限までに、指定金融機関の窓口で納付していただきます。

◆給付内容

一般組合員と同じ内容の保健給付、災害給付及び附加給付（傷病手当金附加金を除く）が支給されますが、休業給付（傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金）については、支給対象外となります。

◆資格喪失になるとき

次のいずれかに該当した場合には、任意継続組合員の資格は喪失します。

- ① 任意継続組合員の資格取得日から起算して2年間を経過したとき。
- ② 組合員が死亡したとき。
- ③ 掛金を納付期限までに納付しないとき。
- ④ 再就職により被保険者等となったとき。（後期高齢者医療制度への加入も含む。）
- ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を申し出て、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。
（他の健康保険組合等の被扶養者になるときや、国民健康保険に加入するときなど。）



特例による退職共済年金

特例による退職共済年金は次の「受給資格期間」と「支給開始年齢」の両方を満たした場合に支給されます。

(1) 受給資格期間

組合員期間等が25年以上であること。(受給権者の生年月日の区分に応じて次のような受給資格期間の特例があります。)

ただし、共済組合の組合員期間が1年以上であること。

★受給資格期間の特例

生年月日	年数(注)
昭和27.4.1以前	20年
昭和27.4.2～28.4.1	21年
昭和28.4.2～29.4.1	22年
昭和29.4.2～30.4.1	23年
昭和30.4.2～31.4.1	24年

(注) 国民年金の被保険者期間などは含みません

★組合員期間等とは

組合員期間等とは、当共済組合員期間はもちろん他の共済組合の組合員期間、厚生年金・国民年金の被保険者期間及び昭和61年3月31日以前の被用者年金制度の被扶養配偶者期間等を合算した期間をいいます。

(2) 支給開始年齢

60歳以上であること(公務員として在職中の場合は原則として支給されません)。

ただし、昭和16年4月2日(特定消防職員については昭和22年4月2日)以降の生年月日の人については、満額年金の支給開始年齢が生年月日に応じ【別表1】(P45)のとおり引き上げられ、60歳から満額年金が支給されるまでの間は給料比例部分(職域年金相当部分+厚生年金相当部分)が支給されます。なお、昭和28年4月1日(特定消防職員については昭和34年4月1日)以前の生年月日の人で障害等級3級以上の障害の状態にある人(障害特例者)又は組合員期間が44年以上ある人(長期特例者)については、60歳から満額年金が支給されます。

さらに、昭和28年4月2日(特定消防職員については昭和34年4月2日)以降の生年月日の人については、給料比例部分の支給開始年齢が生年月日に応じ【別表1】(P45)のとおり引き上げられます。なお、障害特例者又は長期特例者については、その年齢から満額年金が支給されます。

◎ 長期給付の概要 (平成25年4月1日現在)

1 退職給付

組合員期間等が25年以上ある人が、退職後65歳になったときに支給される年金には、共済組合からの「本来の退職共済年金」と日本年金機構からの「老齢基礎年金」とがあります。

また、昭和36年4月1日以前生まれの人で、共済組合の組合員期間が1年以上ある人が、支給開始年齢に達したときには「特例による退職共済年金」が支給されます。

	支給開始年齢(注)になると	65歳になった以降は	配偶者が65歳になると												
共済年金制度から支給される年金 (本人)	<table border="1"> <tr> <td>特例による退職共済年金</td> <td>職域年金相当部分</td> <td>厚生年金相当部分</td> <td>給料比例部分</td> </tr> </table>	特例による退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分	給料比例部分	<table border="1"> <tr> <td>本来の退職共済年金</td> <td>職域年金相当部分</td> <td>厚生年金相当部分</td> <td>加給年金</td> </tr> </table>	本来の退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分	加給年金	<table border="1"> <tr> <td>本来の退職共済年金</td> <td>職域年金相当部分</td> <td>厚生年金相当部分</td> <td></td> </tr> </table>	本来の退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分	
特例による退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分	給料比例部分												
本来の退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分	加給年金												
本来の退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分													
国民年金制度から支給される年金 (本人)		老齢基礎年金	老齢基礎年金												
			振替加算 老齢基礎年金												
備考		老齢基礎年金と退職共済年金の2本立ての年金給付となります。 また、条件を満たす配偶者又は子がある場合には、加給年金も加算されます。	配偶者が65歳になると、加給年金はなくなり、その一部が振替加算となり、配偶者自身の老齢基礎年金の一部として支給されます。												

(注) …【別表1】(P45) 退職共済年金の支給開始年齢を参照してください。

- 職域年金相当部分 …… 共済年金制度独自の上積み部分です。
- 厚生年金相当部分 …… 共済組合の組合員期間に応じて厚生年金と同じ算式で算出される部分です。
- 給料比例部分 …… 職域年金相当部分と厚生年金相当部分を足したものです。
- 加給年金 …… 一定の条件を満たす65歳未満の配偶者及び18歳未満の子などを有する場合の加算です。
- 老齢基礎年金 …… 20歳から60歳までの全期間の保険料を支払ったとした場合、年金額は786,500円(平成25年4月現在)です。
- 振替加算 …… 退職共済年金又は障害共済年金受給権者の配偶者で、大正15年4月2日～昭和41年4月1日生まれ(ただし加給年金額の対象者に限る)の人は、65歳になったときから受給する老齢基礎年金に生年月日に応じた一定の額が加算されます。

【別表1】退職共済年金の支給開始年齢（※特定消防職員の場合は6年遅れのスケジュールになります）

生年月日	給料比例部分		満額年金		退職共済年金のイメージ図
	支給開始年齢	支給開始年度	支給開始年齢	支給開始年度	
昭22.4.2~23.4.1	60歳	平19年度	64歳	平23年度	
昭23.4.2~24.4.1		平20年度		平24年度	
昭24.4.2~25.4.1	60歳	平21年度	65歳	平26年度	
昭25.4.2~26.4.1		平22年度		平27年度	
昭26.4.2~27.4.1		平23年度		平28年度	
昭27.4.2~28.4.1		平24年度		平29年度	
昭28.4.2~29.4.1	61歳	平26年度	65歳	平30年度	
昭29.4.2~30.4.1		平27年度		平31年度	
昭30.4.2~31.4.1	62歳	平29年度	65歳	平32年度	
昭31.4.2~32.4.1		平30年度		平33年度	
昭32.4.2~33.4.1	63歳	平32年度	65歳	平34年度	
昭33.4.2~34.4.1		平33年度		平35年度	
昭34.4.2~35.4.1	64歳	平35年度	65歳	平36年度	
昭35.4.2~36.4.1		平36年度		平37年度	
昭36.4.2~	—	—	65歳	平38年度~	

特例による退職共済年金の年金額

職域年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$ (注1)	×	平成15年3月までの組合員期間月数
	平成15年4月からの平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$ (注2)	×	平成15年4月からの組合員期間月数
+					
厚生年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	平成15年3月までの組合員期間月数
	平成15年4月からの平均給与月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	平成15年4月からの組合員期間月数
+					
定額部分	1,639.13	×	全組合員期間月数(480月限度)		
+					
加給年金					

(注1) 全組合員期間が20年未満の場合は、1000分の0.713となります。
 (注2) 全組合員期間が20年未満の場合は、1000分の0.548となります。

★平均給料月額・平均給与月額

平均給料月額は、昭和56年4月から平成15年3月までの組合員期間の掛金の標準となった給料（本給）を基礎として算出します。

平均給与月額は、平成15年4月から退職までの組合員期間の掛金の標準となった給料（本給）及び期末手当等を基礎として算出します。

なお、平均給料（給与）月額及び定額部分の単価は、物価等の変動に応じて毎年、改定されます。

★組合員期間

組合員期間は、本市の職員としての期間だけでなく、次に掲げる本市採用前の期間（前歴）についても、一定の条件があれば参入されます。

- 旧国鉄や旧電々公社などの職員であった期間
- 国や地方公共団体などの職員であった期間

★定額部分

障害特例者、長期特例者又は特定消防職員（P44参照）の方に、65歳までの間、老齢基礎年金のかわりに支給される部分です。

★加給年金

組合員期間が20年以上である人が、満額年金の支給開始時点で、その人によって生計を維持されている65歳未満の配偶者（届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む）、18歳未満の子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある場合も含む）及び、20歳未満の障害等級1級、2級に該当する子がいる場合に加算されます。（生計を維持されている者（配偶者及び子）の恒常的な収入が850万円未満であることが必要です。）

○加給年金額（平成25年4月現在）

- 配偶者…………… 393,200円
- 子（2人まで1人につき）…………… 226,300円
- 子（3人以上1人につき）…………… 75,400円

(3) 年金の繰上げ

① 老齢基礎年金の繰上げ支給

老齢基礎年金の支給開始年齢は生年月日等に関わらず65歳となっていますが、65歳に達する前でも、60歳以後、将来受給する年金額を減額したうえで、老齢基礎年金を繰上げて受給する制度があります。

なお、減額される率は、繰上げの請求を行う月から65歳に達する月の前月までの月数×0.5%となります。

② 退職共済年金の繰上げ支給

退職共済年金の支給開始年齢が61歳以後の方（昭和28年4月2日以後に生まれた方、特定消防職員の場合は昭和34年4月2日以後に生まれた方）については、支給開始年齢に達する前でも、60歳以後、将来受給する年金額を減額したうえで、退職共済年金を繰上げて受給する制度があります。

なお、減額される率は、繰上げの請求を行う月から支給開始年齢に達する月の前月までの月数×0.5%となります。

※退職共済年金の繰上げの請求を行う場合には、必ず老齢基礎年金等の繰上げの請求を同時に行う必要があります。

本来の退職共済年金

特例による退職共済年金の受給者等が 65 歳になると、日本年金機構からは国民年金の「老齢基礎年金」が、共済組合からは「本来の退職共済年金」が支給されます。

本来の退職共済年金の年金額

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$ (注1)	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	+
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$ (注2)	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	
厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	+
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	
経過的 加算	特例による退職共済年金 の定額部分		-	786,500円	×	$\frac{\text{昭36.4.1以降の組合員期間 (注3)}}{480\text{月}}$
+						
加 給 年 金						

(注1) 全組合員期間が20年未満の場合は、1000分の0.713
 (注2) 全組合員期間が20年未満の場合は、1000分の0.548
 (注3) 20歳前及び60歳以後の組合員期間は除く

老齢基礎年金の年金額

$$786,500\text{円} \times \frac{\text{国民年金の加入月数}}{480\text{月}}$$

2 障害給付

在職中の病気やケガにより「障害の状態」になったときに支給される年金には、共済組合からの「障害共済年金」と日本年金機構からの「障害基礎年金」とがあります。

共済組合から支給される障害共済年金には、公務又は通勤による傷病以外の傷病によって「障害の状態」になったとき支給される「公務等によらない障害共済年金」と、公務又は通勤による傷病によって「障害の状態」になったとき支給される「公務等による障害共済年金」とがあります。

障 害 共 済 年 金

支給要件

- ・ 組合員が在職中に初診日がある傷病により、障害認定日（初診日から原則として1年6月を経過した日）に障害等級（注）が1級、2級又は3級の「障害の状態」になったとき。
- ・ 障害認定日に3級以上の障害等級（注）に該当しなかった者が、その後65歳までに3級以上の「障害の状態」になったとき。（事後重症）

(注) 障害等級は年金の規定に基づくものであり、身体障害者手帳等の等級とは異なります。
 なお、在職中は原則支給されませんが、年金額と給与等の合計により一部支給される場合があります。

公務等によらない障害共済年金の年金額

○障害等級1級の場合

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	×	1.25	+
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	×	1.25	
厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	×	1.25	+
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	×	1.25	
+								
加 給 年 金								

○障害等級2級、3級の場合

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	+
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	
厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	+
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	
+						
加 給 年 金 （3級の場合、支給されない）						

※ 全組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。
 ※ 障害基礎年金が支給されない人の厚生年金相当部分の額が589,900円より少ないときは589,900円とします。
 ※ 加給年金は障害等級1級・2級の人によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合に、226,300円が加算されます。

障 害 基 礎 年 金

障害等級が1級又は2級の「障害の程度に該当する状態」となったときには原則として障害基礎年金も支給されます。

また、受給権者に生計を維持されている18歳未満の子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある場合を含む）、又は20歳未満で障害等級が1級又は2級の程度に該当する状態にある子があるときは障害基礎年金に加給年金が加算されます。（ただし、児童扶養手当との併給はできません。）

障害基礎年金の年金額（平成25年4月現在）

障害等級1級	983,100円
障害等級2級	786,500円
加給年金額	子2人までは1人につき 226,300円
	3人目からは1人につき 75,400円

障 害 一 時 金

組合員が在職中に初診日がある公務によらない傷病により退職した場合において、障害共済年金が支給されない程度の一定の「障害の状態」にあるときで、他に年金を受ける権利を有しないときに支給されます。

障害一時金の額

職域年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額	$\times \frac{1.425}{1000}$	\times	平成15年3月までの組合員期間月数	$\times \frac{200}{100}$
	+				
厚生年金相当部分	平成15年4月からの平均給与月額	$\times \frac{1.096}{1000}$	\times	平成15年4月からの組合員期間月数	$\times \frac{200}{100}$
	+				
職域年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額	$\times \frac{7.125}{1000}$	\times	平成15年3月までの組合員期間月数	$\times \frac{200}{100}$
	+				
厚生年金相当部分	平成15年4月からの平均給与月額	$\times \frac{5.481}{1000}$	\times	平成15年4月からの組合員期間月数	$\times \frac{200}{100}$
	+				

※ 組合員期間の月数が300未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

※ 厚生年金相当部分の額が、575,100円より少ないときは、575,100円としてその額を算定します。

公務等による障害共済年金の年金額

○障害等級1級の場合

職域年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額	$\times 12 \times \frac{28.5}{100}$	+	平成15年3月までの平均給料月額	$\times \frac{1.425}{1000}$	\times	$\left(\frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数} - 300}{\text{全組合員期間月数}} \right) \times 1.25$	\times	$\frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数}}{\text{全組合員期間月数}}$
	+								
厚生年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額	$\times \frac{7.125}{1000}$	\times	平成15年3月までの組合員期間月数	\times	1.25			
	+								
職域年金相当部分	平成15年4月からの平均給与月額	$\times 12 \times \frac{21.923}{100}$	+	平成15年4月からの平均給与月額	$\times \frac{1.096}{1000}$	\times	$\left(\frac{\text{平成15年4月からの組合員期間月数} - 300}{\text{全組合員期間月数}} \right) \times 1.25$	\times	$\frac{\text{平成15年4月からの組合員期間月数}}{\text{全組合員期間月数}}$
	+								
加 給 年 金									

(注1) 組合員期間の月数が300未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

○障害等級2級、3級の場合

職域年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額	$\times 12 \times \frac{19}{100}$	+	平成15年3月までの平均給料月額	$\times \frac{1.425}{1000}$	\times	$\left(\frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数} - 300}{\text{全組合員期間月数}} \right)$	\times	$\frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数}}{\text{全組合員期間月数}}$
	+								
厚生年金相当部分	平成15年3月までの平均給料月額	$\times \frac{7.125}{1000}$	\times	平成15年3月までの組合員期間月数	\times	1.25			
	+								
職域年金相当部分	平成15年4月からの平均給与月額	$\times 12 \times \frac{14.615}{100}$	+	平成15年4月からの平均給与月額	$\times \frac{1.096}{1000}$	\times	$\left(\frac{\text{平成15年4月からの組合員期間月数} - 300}{\text{全組合員期間月数}} \right)$	\times	$\frac{\text{平成15年4月からの組合員期間月数}}{\text{全組合員期間月数}}$
	+								
厚生年金相当部分	平成15年4月からの平均給与月額	$\times \frac{5.481}{1000}$	\times	平成15年4月からの組合員期間月数	\times	1.25			
	+								
加 給 年 金（3級の場合、支給されない）									

(注2) 組合員期間の月数が300未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

(公務等による障害共済年金の最低保障額)

上記の額から加給年金の額を除いた額が、次の額より少ないときは、次の額に加給年金(3級の場合、加算なし)を加えた額となります。

1級…4,182,500円 2級…2,583,300円 3級…2,337,300円

(補償調整)

傷病補償年金等の受給により、年金の一部支給停止があります。

3 遺族給付

組合員又は組合員であった人が死亡したときにその遺族に支給される年金には、共済組合からの「遺族共済年金」と日本年金機構からの「遺族基礎年金」とがあります。

共済組合から支給される遺族共済年金には、公務又は通勤以外の事由により死亡したときに支給される「公務等によらない遺族共済年金」と、公務又は通勤により死亡したときに支給される「公務等による遺族共済年金」とがあります。

遺 族 共 済 年 金

(1) 支給要件

組合員又は組合員であった人が次のア～エのうちいずれかに該当したときに、その遺族に支給されます。

- ア 組合員が死亡したとき（在職中死亡）
- イ 組合員であった間に初診日のある傷病により、退職後その初診日から5年以内に死亡したとき
- ウ 障害等級が1級、2級の障害共済年金又は昭和60年改正前の制度による障害年金の受給権者が死亡したとき
- エ 退職共済年金もしくは昭和60年改正前の制度による退職年金等の受給権者又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき

(2) 遺族の範囲と順位

遺族とは組合員又は組合員であった人の死亡当時、その人によって生計を維持されていた配偶者等（生計を共にしており、恒常的な収入が850万円を超えないと認められる人）をいい、次のように範囲と順位が決められています。

- ① 配偶者（届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます。また、夫の死亡時に子がいない30歳未満の妻は、5年間の有期給付となります。）
 - ・子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間において配偶者がいない子、又は、組合員であった人の死亡時から引続き障害等級（注）の1級又は2級に該当する障害の状態にある子）
- ② 父母
- ③ 孫（子に同じ）
- ④ 祖父母

（注）障害等級は年金の規定に基づくものであり、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

公務等によらない遺族共済年金の年金額

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	$\times \frac{1.425}{1000}$ (注1)	\times	平成15年3月までの 組合員期間月数(注3)	$\times \frac{3}{4}$
	平成15年4月からの 平均給与月額	$\times \frac{1.096}{1000}$ (注2)	\times	平成15年4月からの 組合員期間月数(注3)	$\times \frac{3}{4}$

+

厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	$\times \frac{7.125}{1000}$	\times	平成15年3月までの 組合員期間月数(注3)	$\times \frac{3}{4}$
	平成15年4月からの 平均給与月額	$\times \frac{5.481}{1000}$	\times	平成15年4月からの 組合員期間月数(注3)	$\times \frac{3}{4}$

+

中高齢寡婦加算(経過的寡婦加算)

(注1) 支給要件(P51)がエに該当し、全組合員期間が20年未満の場合には、1000分の0.713となります。
 (注2) 支給要件(P51)がエに該当し、全組合員期間が20年未満の場合には、1000分の0.548となります。
 (注3) 支給要件(P51)がア、イ、ウに該当する場合、組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

(中高齢寡婦加算)

受給者が妻で、遺族基礎年金を受けることができないとき、その人が40歳以上65歳未満の間、589,900円が加算されます。

(経過的寡婦加算)

中高齢寡婦加算を受ける妻が65歳に達したとき、その者の生年月日の区分に応じた一定額が加算されます。

公務等による遺族共済年金の年金額

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	$\times \frac{3.206}{1000}$	\times	平成15年3月までの 組合員期間月数(注4)	
	平成15年4月からの 平均給与月額	$\times \frac{2.466}{1000}$	\times	平成15年4月からの 組合員期間月数(注4)	

+

厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	$\times \frac{7.125}{1000}$	\times	平成15年3月までの 組合員期間月数(注4)	$\times \frac{3}{4}$
	平成15年4月からの 平均給与月額	$\times \frac{5.481}{1000}$	\times	平成15年4月からの 組合員期間月数(注4)	$\times \frac{3}{4}$

+

中高齢寡婦加算(経過的寡婦加算)

(注4) 支給要件(P51)がア、イ、ウに該当する場合、組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

(公務等による遺族共済年金の最低保障額)

上記の額から中高齢(経過的)寡婦加算の額を除いた額が、1,045,600円より少ないときは、1,045,600円に中高齢(経過的)寡婦加算を加えた額となります。

(中高齢寡婦加算・経過的寡婦加算)

公務等によらない遺族共済年金と同じ

(補償調整)

遺族補償年金等の受給により、年金の一部支給停止があります。

遺族基礎年金

遺族である子を有する妻又は遺族である子については、国民年金から遺族基礎年金が支給されます。

妻の受ける遺族基礎年金の額（平成25年4月現在）

区分	基本額	子の加算額	合計
子1人	786,500円	226,300円	1,012,800円
子2人	786,500円	452,600円	1,239,100円
子3人	786,500円	452,600円+75,400円	1,314,500円

(注) 子が4人以上いる妻の場合は、子が3人いる妻の額に子1人につき75,400円が加算されます。

子の受ける遺族基礎年金の額（平成25年4月現在）

区分	基本額	子の加算額	合計	1人当たりの額
子1人	786,500円	—	786,500円	786,500円
子2人	786,500円	226,300円	1,012,800円	506,400円
子3人	786,500円	226,300円+75,400円	1,088,200円	362,733円

(注) 4人以上のときは、3人のときの額に1人につき75,400円を加算した額を人数で割った額とされます。

4 再就職による年金の支給停止（所得による制限）

退職又は障害年金の受給者が再就職したことにより厚生年金の被保険者等になった場合は、標準報酬月額等の金額により、65歳までは厚生年金相当部分及び定額部分の一部が、65歳以降は厚生年金相当部分の一部が停止される場合があります。

また、退職又は障害年金の受給者が再就職したことにより共済組合の組合員になった場合は、掛金の標準となる給料の額等により、年金の一部又は全額が停止される場合があります。

5 雇用保険との併給調整

65歳未満の人が雇用保険法による失業給付の「基本手当」を受給すると、その間、特例による退職共済年金の職域年金相当部分を除く年金が停止となります。

6 併給調整

ひとりで複数の年金を受ける権利ができる場合がありますが、この場合は、それぞれの年金は決定されますが、実際の支給にあたっては、すべての年金を受給できるわけではなく、併給の調整を行い支給することとなります。

7 離婚時の年金分割

離婚等をした場合に、その婚姻期間等にかかる「掛金の標準となった給料及び期末手当等の額」を当事者間で分割し、年金額に反映させることができる制度です。

★合意分割制度

平成19年4月1日以後に離婚等をした場合において、当事者間の合意または裁判手続きにより按分割合を定めたときに、婚姻期間等にかかる「掛金の標準となった給料及び期末手当等の額」を、当事者の一方からの請求で分割することができます。

★3号分割制度

平成20年5月1日以後に離婚等をした場合において、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間であった期間については、当事者間の合意または裁判手続きにより按分割合を定めなくても、国民年金第3号被保険者であった者からの請求で、当該期間にかかる「掛金の標準となった給料及び期末手当等の額」を2分の1に分割することができます。

※平成20年3月以前の国民年金第3号被保険者期間は3号分割制度の対象とはなりませんので、これらの期間を含めて分割する場合には、合意分割制度による分割請求が必要です。

★離婚時の年金分割の手続き

合意分割制度又は3号分割制度を利用するには、**請求期限内**に共済組合への請求手続きを行う必要があります。

【請求期限】

分割請求は、原則として、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。

- (1) 離婚が成立した日
- (2) 婚姻が取り消された日
- (3) 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚関係から引き続く法律婚期間を有する場合を除く。）

※ただし、上記(1)から(3)までのいずれかの日の翌日から起算して2年を経過する前に裁判手続きを行った方で、裁判手続きにより按分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。

【当事者の一方が死亡した場合の請求期限】

当事者間の合意または裁判手続きにより按分割合を定めた後、年金分割の請求手続きを行う前に当事者の一方が亡くなった場合には、**死亡した日から起算して1月以内**に限り分割請求が認められます。（按分割合を明らかにできる書類の提出が必要になります。）

(注1) 既に共済年金を受給されている場合には、分割請求のあった日の属する月の翌月分から共済年金の額を改定します。

(注2) 分割を受けた方が、共済年金を受給するためには、自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く。）が、受給資格期間を満たしている必要があります。

(注3) 分割を受けた方自身の共済組合の組合員期間が1年未満の場合には、共済年金の支給開始年齢は65歳となります。

◎ 福祉事業の概要

1 保健事業一覧

*年齢は平成25年4月1日時点

事業	対象者			自己負担	内 容	申込（配付）時期	申 込 方 法	備 考
	在職組合員	任意継続組合員	被扶養者					
特定健診	40～74歳のみ (定期健康診断を特定健診とみなす)	40～74歳のみ	40～74歳のみ	無料	身体測定、血液検査、尿検査、診察等	6月中旬 案内配付	契約機関へ直接 TEL	
特定保健指導	特定健診受診者のうち、 共済組合から案内が届いた方			無料	生活習慣改善のための6か月間の支援	9月～3月初旬 随時案内配付	契約機関へ直接 TEL	※詳細は59～61ページ
		特定健診受診者のうち、 共済組合から案内が届いた方	特定健診受診者のうち、 共済組合から案内が届いた方	無料	生活習慣改善のための6か月間の支援	8月～2月 毎月初旬案内配付	契約機関へ直接 TEL	
生活習慣改善講座	定期健康診断の結果、所属長（事業所）が「生活習慣の改善が必要」と判断した方			無料	生活習慣改善のための支援	9月～3月初旬	契約機関へ直接 TEL	所属（事業所） とりまとめ
がん検診 (骨量検査含む)	総合がん検診	○	○	2,000円	(大腸・肺・肝・胃がん検診の内容)	5月	契約機関へ直接 TEL	55歳以上の在職組合員は無料
	大腸がん	○	○	200円	便潜血反応			
	肺がん	○	○	400円	胸部X線直接撮影、喀痰検査(必要時)			
	肝臓がん	○	○	400円	腹部超音波、血液検査			
	胃がん	○	○	1,000円	胃部X線直接撮影			
	子宮がん	女性のみ	女性のみ	300円	子宮頸部細胞診			
	乳がん	女性のみ	女性のみ	300円	視触診・超音波検査またはマンモグラフィ			
	前立腺がん	50歳以上男性のみ	50歳以上男性のみ	300円	PSA 検査			
	肝炎ウイルス検査	○	○	100円	HBs 抗原、HBs 抗体、HCV 抗体			
	骨量検査	○	○	200円	超音波検査またはDXA法			
脳ドック	40・45・50・55・59・64歳のみ	40歳以上 ただし任意継続期間中 1回限り		10,000円	MRI、MRA、血液検査、聴力、眼底検査等	5月	契約機関へ直接 TEL	
健康づくり ヘルスアップ事業	○	○		500円	体力測定、動脈硬化測定、運動負荷心電図、運動指導等	9月～10月 (予定)	契約機関へ直接 TEL	
配偶者人間ドック			配偶者のみ	10,000円	生活習慣病健診、がん検診（胃・大腸・肺・肝・乳・子宮・前立腺）、視力聴力、骨量検査等を含む総合的な健診	4月	契約機関へ直接 TEL	
出張型健康講座	○			無料	生活習慣改善のための知識提供、改善実施のための支援	5月～6月中旬	契約機関へ直接 TEL	所属（事業所） とりまとめ
健康カレンダーの配付	○	○		無料	健康情報の提供	12月配付		

特定保健指導

対象者

特定健診の結果、特定保健指導が必要と判定(※)され、当共済組合または配偶者人間ドック機関からご案内が届いた方
(※)特定保健指導区分の判定方法は61ページ参照

費用無料

内容

心筋梗塞や脳梗塞の生活習慣病のリスクの程度に応じて2種類の保健指導があり、医師・保健師・管理栄養士等の専門家の助言を受けながら、無理なく自分の生活習慣を見直すことができます。

動機付け支援

(リスクが出現しはじめた段階)

初回面接



6か月後のふりかえり

積極的支援

(リスクが重なりはじめた段階)

初回面接



複数回の継続支援

(面接・電話・手紙等の方法から選択可能)



6か月後のふりかえり

利用方法

〈組合員〉当共済組合からの案内に記載している保健指導事業者に電話、FAXまたは返信用封筒で予約のうえ利用します。

初回面接は大阪市役所等で開催します。

2回目以降の支援日程・支援方法(面接・電話・手紙)等は、利用事業者にお尋ねください。

〈被扶養者等〉①配偶者人間ドック受診者は、同機関から案内が届きます。

電話で予約のうえ、利用します。

日程・場所・支援方法等は配偶者人間ドック機関にお尋ねください。

②受診券を使って契約健診機関で受診した方、及びかかりつけ医等で受けた検査結果を当共済組合に送付した方は、受診後約3か月で当共済組合から利用券が届きます。

平成26年3月31日までに、契約保健指導機関(受診券同封の冊子または当共済組合ホームページ参照)に予約のうえ、利用します。

日程・場所・支援方法等は契約保健指導機関にお尋ねください。



契約健診機関以外で受診された場合や、資格喪失後に受診された場合は、全額自己負担となりますので、ご注意ください

2 特定健診・特定保健指導

気づかない間に進行・重症化する生活習慣病を早期に発見し、自覚症状が出る前に生活習慣の改善に取り組むことにより、みなさんがより充実した健康的な生活を送れるよう、医療保険者である当共済組合に法律で義務づけられた健診・保健指導です。

特定健診

対象者

平成26年3月31日までに40歳から75歳となる組合員及び被扶養者
(ただし、75歳の誕生日以降は対象外)



費用無料

内容

問診(服薬歴・喫煙歴等)、身体測定(身長、体重、腹囲)、BMI、血圧、診察

血液検査:【脂質】中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール

【血糖】空腹時血糖またはHbA1c

【肝機能】AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)

尿検査:尿糖、尿蛋白

その他、必要な方に、貧血・心電図・眼底検査が追加されることがあります。



受診方法

〈組合員〉職場の定期健康診断を受診します。

〈被扶養者等〉①配偶者人間ドックを受診します。

②配偶者人間ドックの申込をされない方には、6月末までに組合員を通して受診券が届きます。

平成25年12月31日までに、契約健診機関(受診券同封の冊子または当共済組合ホームページ参照)に予約のうえ、受診します。

③かかりつけ医やパート先等で特定健診項目全てを受診した場合は、その結果を当共済組合に送ります。

(任意継続組合員とその被扶養者は、「被扶養者等」と同じ方法です)

結果の通知

健診機関から特定健診結果が受診者本人あて通知されます。

特定健診の結果は、特定保健指導利用の際に必要な他、翌年度の特定健診受診時に提示を求められる場合があるため、保管しておきましょう。



平成25年度から特定健診・特定保健指導の国が定める目標値がかわりました

実施率により、共済組合が国に支払う「後期高齢者医療支援金」の負担を増減させることが、法により定められているため、受診率・利用率が低いと共済組合の掛金が上がる可能性があります。

特定健診受診率 90.0% (78.0%) **特定保健指導利用率 40.0% (13.7%)**

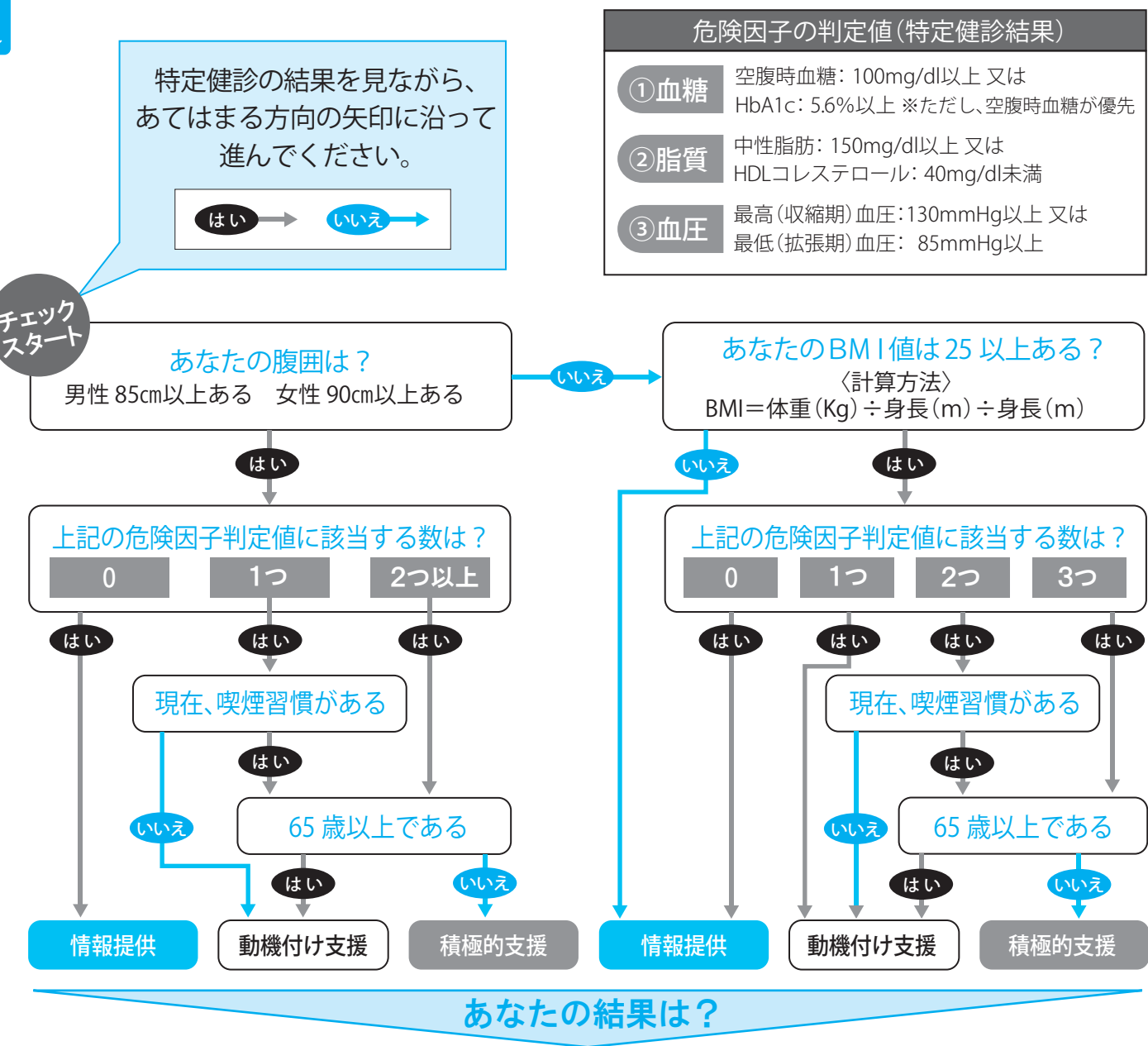
(特定健診受診者/特定健診対象者)

(特定保健指導利用者/特定保健指導対象者)

※数値%は共済組合の目標値、()内は平成23年度実績の数値

特定保健指導区分の判定方法

- 特定保健指導が利用できるのは、当共済組合から案内が届いた方のみです。
- 特定健診(職場の定期健診等)時に糖尿病・高血圧・脂質異常等の服薬をされている方は、特定保健指導に該当しません。
- 図は特定保健指導の判定基準で、メタボリックシンドロームの判定基準とは異なります。



情報提供

メタボのリスクが少ない方

保健指導の案内はありません。

健康で長生きするために、良い生活習慣を維持しましょう。健康に関する様々な情報は、「共済組合だより」等広報誌やホームページをご覧ください。

動機付け支援 特定保健指導

メタボのリスクが出現しはじめた方

[保健指導の内容] 初回面接および6か月後の評価の2回

生活習慣改善のため、自分で目標や計画を立てられるよう、専門家が支援します。

積極的支援 特定保健指導

メタボのリスクが重なりだした方

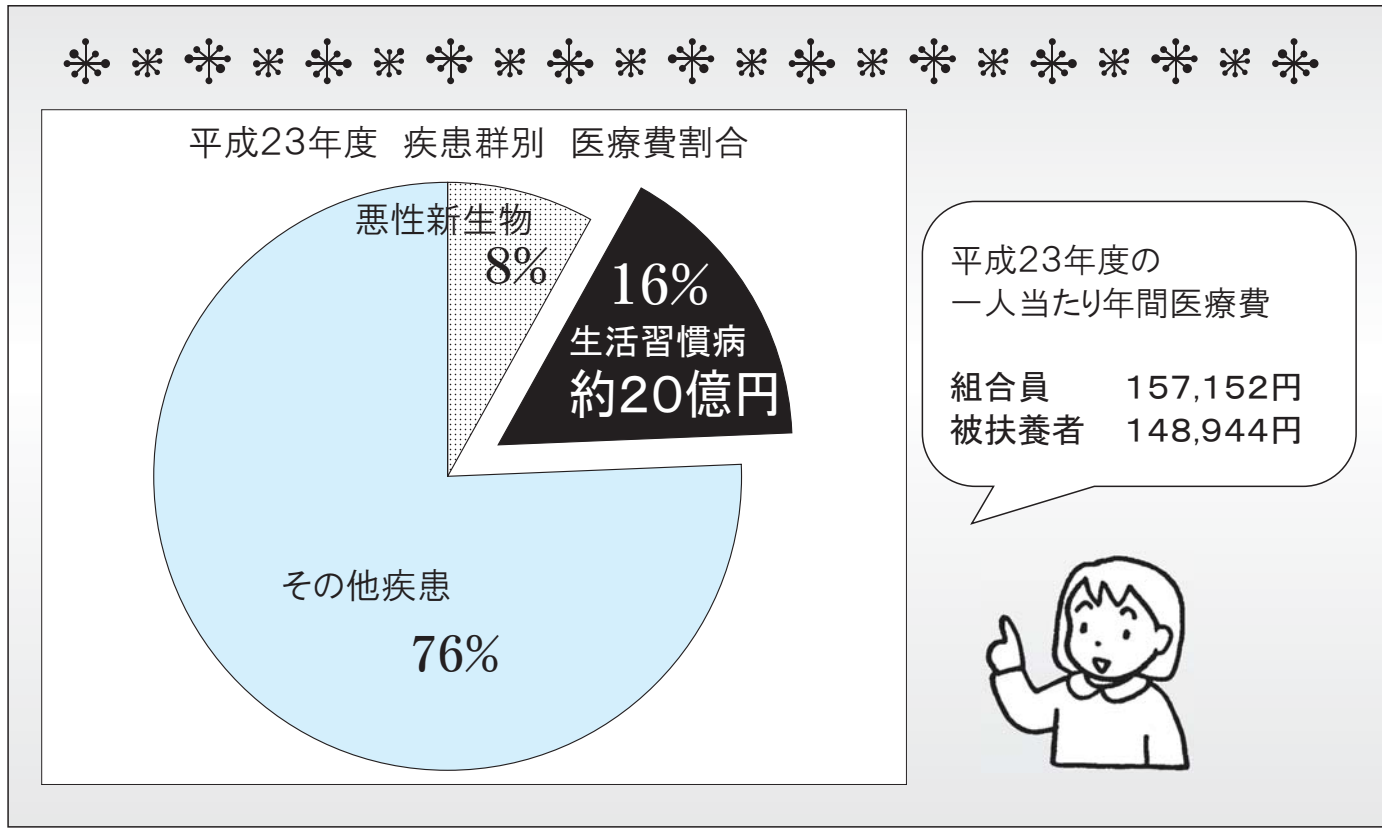
[保健指導の内容] 初回面接および複数回の継続支援と6か月後の評価

生活習慣改善のため、自分で目標や計画を立てて、実践できるよう、専門家が支援します。

生活習慣病にかかっている医療費は?

生活習慣病は、今や健康長寿の最大の阻害要因となるだけでなく、みなさんの医療費にも大きな影響を与えています。

組合員・被扶養者のみなさんの医療費のうち、がん疾患を除く生活習慣病の治療に約20億円も使っています。



生活習慣病の多くは、毎日の生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気です。組合員は35歳から被扶養者は40歳から医療費が急激に高くなっています。

毎年健診を受け、生活習慣病になる前に早期に発見し、一人一人が日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活、禁煙などを実践することによって生活習慣病は予防することができます。

みなさんが予防することで、みなさんの医療費の負担を削減することができます!!

薬代を減らしたいときは…

ジェネリック医薬品がおすすめ



同じ成分の薬でも価格が安い薬があります。それはジェネリック医薬品（後発医薬品）です。新薬（先発医薬品）には多額の研究開発費がかかるため、その分、価格が高く、20年から25年間は特許権が保護されています。ジェネリック医薬品は、その特許期間の切れたあとに製造・販売される薬で、研究開発費を抑えられるため、新薬よりも安い価格を設定できます。

ポイント1 ポイント2 ポイント3

安い

開発・研究費が新薬（先発医薬品）よりも抑えられる

効き目が同じ

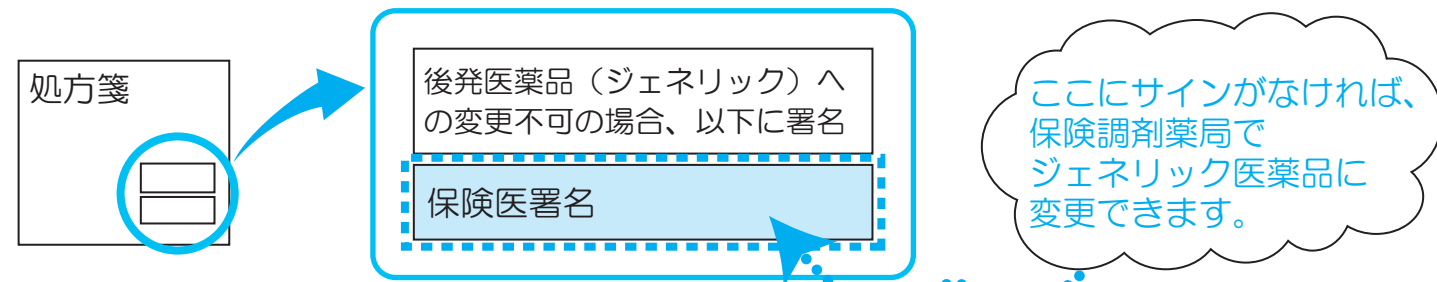
厳しい試験をクリアし、成分や効能・効果はほぼ同じ

飲みやすい

大きさや味、におい、保存性などを改良

ジェネリック医薬品を利用したいときは

・処方せんのココをチェック！



医師や薬剤師に相談しましょう

すべての新薬（先発医薬品）に対して、ジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。また、ジェネリック医薬品は先発医薬品と成分や効果などは変わりませんが、使用されている添加物が異なる場合がありますので、特にアレルギー体質の患者さんの場合は、注意が必要になります。医師や薬剤師とよく相談したうえで、体質に合った薬を選びましょう。

4 高額医療貸付

組合員及びその被扶養者が、医療機関等で療養を受けた際、医療費が高額療養費の給付対象となる場合、当該高額療養費の給付を受けるまでの間、経済的負担などを緩和する為に設けられた事業です。

対象者	高額療養費の給付を受ける見込みのある組合員
貸付額	高額療養費給付見込み額の80% (算出した額の1,000円未満の端数は切り捨て)
貸付利息	無利息
貸付の申請先	所属所 (市長部局にあっては、総務事務センター)
貸付の方法及び支給	原則として当共済組合受付日の翌々営業日に、組合員が指定した口座に振込み
貸付期間	貸付日から貸付対象となった高額療養費が給付されるまでの間
返済方法	貸付対象となった高額療養費から控除 (返済金に不足が生じた場合は、別途納付書により返済)

5 出産貸付

出産費又は、家族出産費の給付を受けるまでの間、医療機関等で出産に要する費用を組合員に貸し付けることにより、経済的負担などを緩和する為に設けられた事業です。

ただし、出産貸付を利用した場合、出産費直接支払制度や受取代理制度を利用することはできません。

対象者	出産費（家族出産費）の給付を受ける見込みのある組合員で、かつ、次のいずれかに該当する者 ①出産予定日までの2か月以内（多胎妊娠の場合は4か月以内）の者又は出産予定日まで2か月以内（多胎妊娠の場合は4か月以内）の被扶養者を有する者。 ②妊娠4か月（85日）以上の者で医療機関等に一時的な支払が必要となった者、又は妊娠4か月（85日）以上の被扶養者を有する者で医療機関等に一時的な支払が必要となった者
貸付額	39万円
貸付利息	無利息
貸付の申請先	所属所 (市長部局にあっては、総務事務センター)
貸付の方法及び支給	原則として当共済組合受付日の翌々営業日に、組合員が指定した口座に振込み
貸付期間	貸付日から貸付対象となった出産費等が支給されるまでの間
返済方法	貸付対象となった出産費（家族出産費）から控除 (返済金に不足が生じた場合は、別途納付書により返済)

6 住宅貸付

○新規貸付について

住宅、介護住宅、災害貸付の新規貸付については、休止しています。

○貸付金利率

住宅貸付	2.66%
介護住宅貸付	2.40%
災害貸付	2.22%

○定例返済について

償還予定表に基づき、給料・その他の給与・期末手当等（以下、「給料等」といいます）から返済金が控除されます。

給料等の支給がなく控除できない場合には、当組合が発行する納付書により必ず毎月月末までに返済してください。

月末までに返済がない場合、大阪市職員共済組合貸付規程に違反したものと、貸付金の残高を一括返済していただくこととなりますのでご注意ください。

○繰上返済について

上記返済とは別に、希望月に任意の金額を返済することができます。

残高の一括返済だけでなく、一部返済(10万円以上、1万円単位の金額)をすることも可能です。その場合、以後の返済について償還期間短縮と償還額低減のどちらかを選択することができます。

繰上返済をする場合には、当共済組合ホームページより「貸付金の繰上返済申出書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、各所属所(市長部局にあたっては総務事務センター)を経由して返済希望月の前月までに当共済組合にご提出ください。

申出書受付後、返済希望月上旬に当共済組合から納付書を送付しますので、当該納付書により期日までに返済してください。

期日までに返済できない場合は、「貸付金の繰上返済取消依頼書」をご提出ください。

○一括返済について

次の事項に該当した場合、貸付金の残高を一括返済していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ① 組合員の資格を失ったとき
- ② 地方自治法第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき
- ③ 申込内容に重大な虚偽が発見されたとき
- ④ 貸付目的物件が滅失したとき
- ⑤ 災害再貸付の貸付を受けたとき
- ⑥ その他、大阪市職員共済組合貸付規程及びこの大阪市職員共済組合貸付規程に基づき理事長が定める細則等に違反したとき

○禁止事項

次の事項に該当・判明した場合は年15%以内で理事長が定める利率を適用し、直ちに一括返済していただくこととなります。

- ・貸付目的物件を他人に貸与、譲渡又は売却すること
- ・貸付目的物件から住居を移転すること

- ・貸付目的物件で店舗等営業行為をすること
- ・貸付目的物件を取りこわし、移築又は増改築をすること
(ただし、増改築については、共済組合所定の「増改築承認願」により承認を得たときは、この限りではありません)
- ・共済組合と他の金融機関の借入額との合計が、物件価格又は請負金額(いずれも消費税を含み、諸費用は含みません)を上回ることを上回ることを上回ること
- ・所定の提出期限までに完了届(必要書類を含む)を提出されなかったとき
- ・申込内容に虚偽が発見されたとき
- ・貸付規程及び実施細則等に違反すること

7 融資あっせん制度

共済組合では、次の金融機関と提携して組合員のみなさまが組合員証を提示することにより、店頭より低い金利で住宅ローンを受けることができる「融資あっせん制度」を行っています。

融資内容については、各金融機関に直接お問い合わせください。

金融機関名	融資取扱店	問い合わせ先
りそな銀行	京阪神・奈良地区各店	取扱店窓口
三菱東京UFJ銀行	国内本支店	住宅ローンお問い合わせダイヤル Tel0120-306-082 大阪営業部お客様相談第一課 Tel06-6206-8641
三井住友銀行	国内本支店	大阪本店営業部 Tel06-6227-2319
みずほ銀行	国内本支店	大阪支店 Tel06-6202-1691 お客さま専用ダイヤル Tel0120-132-289
三井住友信託銀行	国内本支店	大阪住宅ローンセンター Tel06-6220-2594 専用フリーダイヤル Tel0120-303-730
三菱UFJ信託銀行	国内本支店	ローン相談室 Tel0120-334-757
近畿労働金庫	会員団体(労働組合等)が取引を行う営業店	会員団体(労働組合等)が取引を行う営業店 お客様センター Tel0120-191-968

大阪市職員共済組合における個人情報保護の取り組みについて

当共済組合は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「個人情報取扱事業者」としての義務が課せられています。

当共済組合では、保健給付や共済年金の給付等を実施するために組合員及び家族のみなさまの個人情報を取扱い、従来から、法令等に基づきこれら個人情報の適正な取扱いに努めてきたところです。また、個人情報保護に対する当共済組合の基本方針として以下の「個人情報保護に関する基本方針」を策定しています。

みなさまの個人情報について、その適正な取扱いを推進するとともに、保護の徹底を図っていきます。

個人情報保護に関する基本方針

大阪市職員共済組合（以下、「当組合」と言います。）は、組合員（年金待機者を含みます。）及び年金受給権者の皆様やそのご家族の方々に関する個人情報保護について、「個人情報保護に関する法律」の施行を受けて、同法に基づく措置を的確に講じつつ、当組合が保有する個人情報の保護に万全を期します。

- 1 個人情報保護に関する規程等の策定と継続的改善
当組合は、個人情報を適切に保護するための規程等を策定し、見直しを継続して行います。
- 2 法令の遵守
当組合は、当組合が保有する個人情報に関して適用される法令その他の規範を遵守します。
- 3 個人情報の取得と利用
当組合は、個人情報の取得にあたり、その利用目的、利用方法などをあらかじめ組合員または年金受給権者等の皆様に明らかにし、取得した個人情報はその範囲内で業務遂行上必要な場合に限り利用します。
- 4 個人データの第三者提供
当組合は、法令等に定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することはありません。
- 5 個人データの管理
当組合は、個人データの正確性を保持し、また個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩などを防止するため不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講ずることにより、これを安全に管理します。
- 6 個人データの開示、訂正、利用停止等
当組合は、当組合が保有する個人データについて本人から開示または訂正または利用停止等の申し出があったときには、適切に対応します。
- 7 組織及び体制
当組合は、個人情報管理者を設置し、個人情報の適正な管理を行うとともに職員に対して個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適正な取扱いを徹底します。

8 住宅等あっせん事業

協定会社と契約する際、組合員証の提示により大阪市職員共済組合の組合員である旨を申し出て、直接協定会社と契約を締結し、割引優待を受ける制度です。

○ 協定会社一覧表

平成 25 年 8 月 1 日現在

[割引率（ ）内は、自社物件の増改築の場合を示す。]

	協 定 会 社	割 引 率	担 当 者	電 話 番 号
工 事 関 係	旭化成ホームズ	3.0%	関西営業本部 大阪総合支店(小西)	06-7669-8779
	エス・バイ・エル	3.5%(4.0%)	法人営業部(島谷)	06-6242-2878
	国土建設	3.00%	事業開発室(水野)	06-6351-9311
	サンヨーホームズ	3.0%	大阪支店 営業企画課(池田)	06-6578-3471
	住友林業	4.0%	法人営業部 大阪駐在(百田)	06-6945-5003
	セキスイハイム近畿	4.0%	大阪支店 法人営業部(森岡)	06-6394-8588
	積水ハウス	3.0%	関西第一営業本部(古芝)	06-6440-3645
	大和ハウス工業	3.5%	営業本部 営業推進部(林)	06-6342-1374
	パナホーム	3.0%	法人営業部 西部法人営業グループ(木村)	06-6834-3867
	ミサワホーム近畿	3.0%(5.0%)	法人・TKC推進部 法人推進室(吉原)	06-6341-1301
三井ホーム	3.5%	大阪支店 大阪営業所(大田)	06-6243-0031	
係 増 改 築 関 係	大阪屋根工事業協同組合	4.0%	事務局(西本)	06-6585-1123
	サンヨーリフォーム	5.0%	事業本部 本社営業所(前田)	06-6578-3492
	セイキョウホーム近畿	4.0%	営業課(西原)	06-6944-2075
	ミサワホーム近畿	5.0%	法人・TKC推進部 法人推進室(吉原)	06-6341-1301
	南海不動産	5.0%	営業推進課(戸口)	06-6633-2055
住友林業ホームテック	4.0%	営業推進部(仲川)	06-6251-5271	
販 売 関 係	近鉄不動産	1.5%	資産活用事業部(槌野)	06-6776-3055
	京阪電気鉄道	1.5%	開発事業部(山本)	06-6944-2552
	京阪電鉄不動産	1.5%	総務部(小川)	06-6946-1341
	サンヨーホームズ	2.0%	マンション事業本部(川本)	06-6578-3438
	新星和不動産	1.5%	事業推進部(向井)	06-6311-6833
	新日鉄都市開発	1.5%	住宅事業本部 関西支店 開発チーム(成子)	06-7709-9619
	住友不動産	1.0%	住宅分譲事業本部 関西事業所 営業課 関西マンション法人営業担当(河野)	06-6448-7047
	積水ハウス	1.0%	大阪マンション事業部(北原)	06-6440-3581
	総合地所	2.0%	ソリューション事業本部(伊藤)	06-7777-9627
	大和ハウス工業	2.5%	営業本部 営業推進部(林)	06-6342-1374
	東急リバブル	1.0%	コンサルティング営業部 営業企画課(山田)	06-6243-1096
	三菱地所レジデンス	1.0%	大阪支店 業務推進部 法人営業グループ(山口)	06-6356-3307
	日本エスリード	1.0%	事業部 企画課(林)	06-6345-5331
	野村不動産	1.0%	住宅営業部 営業企画課(泉)	06-6538-5610
	オリックス不動産	1.0%	統括部 大阪統括チーム(野上)	06-6578-1817
長谷工コーポレーション	1.0%	関西住宅開発事業部 事業推進部(福島)	06-6203-3288	
阪神電気鉄道	1.0%	不動産事業本部 開発営業室 住宅事業グループ(桂)	06-4796-4119	
南海不動産	マンション 1.5% 戸建て 1.0%	開 発 部(鳴海)	06-4396-8055	

注1. 協定会社の優待条件の対象は、組合員の方が、自ら所有し居住するための新設・増改築工事並びに物件購入の場合に限ります。

2. 新築関係については建物本体価格に、販売関係については譲渡代金(本体価格)に、それぞれ割引率を適用します。増改築関係については、工事代金に割引率を適用します。

なお、割引率については変動する場合がありますので事前に協定会社にご確認ください。

3. 割引額については、千円未満を切り捨てる場合があります。

皆様から取得した個人情報、次の業務に利用しています

1 組合員資格業務

- ・組合員資格の管理に関する業務
- ・被扶養者の認定に関する業務
- ・共済掛金の徴収
- ・児童手当拠出金の徴収

2 短期給付業務

- ・保健給付に関する業務
- ・診療報酬の審査・支払に関する業務
- ・休業給付に関する業務
- ・災害給付に関する業務
- ・第三者行為に係る損害保険会社等への求償に関する業務

3 長期給付業務

- ・共済年金の決定、給付に関する業務

4 福祉事業

- ・健診、保健指導及び健康相談に関する業務
- ・医療費等の通知に関する業務
- ・住宅貸付等の審査及び決定・管理
- ・貸付金の回収
- ・団体信用生命保険の異動報告

5 国民年金第3号被保険者業務

- ・日本年金機構へ提供します。

皆様から開示、訂正、利用停止などの請求をすることができます

【開示】

当組合では、本人からご自身に関する個人情報について開示請求があった場合、次の場合を除き所定の手続きにより開示します。

- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③他の法令に違反することとなる場合

※開示請求を行うことができるのは、本人の他、①未成年者又は成年被後見人の法定代理人、②開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人に限られています。また、診療報酬明細書等の開示請求を行うことができる者については、別に定められた者に限られます。

【訂正・追加・削除】

当組合では、本人からご自身に関する個人情報について、その内容が事実でないという理由によって、当該個人情報の内容の訂正、追加又は削除を求められた場合、それらの求めが適正であると認められるときは、所定の手続きにより措置します。

【利用停止・消去】

当組合では、次の利用によって当該個人情報の利用停止又は消去または第三者への提供の停止を求められた場合、その求めが適正であると認められるときは、所定の手続きにより措置します。なお、利用停止等に多額の費用を要する場合など当該措置を行うことが困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合があります。

- ①あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱った場合、
- ②偽りその他不正の手段により個人情報を取得している場合
- ③あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供している場合

個人情報の取扱いに関する問合せ先

当組合が取扱う個人情報に関するお問合せは、当組合庶務係にて受付けています。開示、訂正利用停止等の手続きに関する詳細についての照会や苦情につきましても受付けています。

大阪市職員共済組合庶務係 電話06-6208-7541